







第124回 歌と踊りの地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

北陸道に親不知という難所がある。古くから知られた天険で、北アルプスから続く山並みがそのまま海に落ち込むような地形だから、絵に描いたような断崖絶壁だ。このため近代に入ってトンネルができるまで、旅行者は断崖下の浜辺で海の様子を観察し、波が引いた隙に駆け抜けたという。とてもでないけれど、同行する親のことを構っている余裕もないことから親不知の名が付いた。

このエピソードはよく知られているが、北陸本線(最近「えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン」に変わった)の親不知駅の所在地が「歌」であることはあまり知られていない。正確には新潟県糸魚川市大字歌である。明治22年(1889)の町村制施行の以前は歌村であった。その後は西頸城郡歌外波村、青海町を経て平成17年(2005)から糸魚川市の大字である。

半世紀近く前の子どもの頃にここを列車で通った時には、目の前を遮る北陸自動車道の高架橋もまだなく、集落の屋根瓦が雨に黒光りしていたものだ。地形図に描かれた等高線の詰まった険しい地形の中に置かれた「歌」の文字も印象的だったが、この珍しい地名の由来は、『角川日本地名大辞典』によれば「聖徳太子が愛馬に乗り跡見市兵衛とともに駒返しから都へ返し、歌川を渡り大岩に歌を彫りつけたことによる」と伝えられるそうだ。おそらく地名を元に後から考え出した物語だろう。

狭い谷に沿って30軒(宝暦11年[1761])ほどの家が身を寄せ合う小村であったが、百万石で知られる加賀藩の参勤交代の2,000から4,000人ともいわれる大人数の対応を行うのはさぞ大変な仕事だったに違いない。庄屋の七郎右衛門が兼ねていた本陣が加賀藩に拝借



古来北陸道随一の難所として知られた断崖絶壁の親不知。 北陸本線(現えちごトキめき鉄道)親不知駅の所在地は糸魚 川市歌」という大字である。1:50,000「泊」昭和34年修正



歴史的地名である大阪府阪南市の舞。一旦廃止されたが、 37年後の平成5年(1993)に復活した。地理院地図(陰影 起伏図・透過率80%)令和4年6月7日ダウンロード

金を願い出たこともあったという。

単独で「歌」という地名はこの親不知だけだ が、歌の付く地名は意外に多い。北海道には それが目立ち、市になっているものでは歌志 内市がある。明治大正期に相次いで炭鉱が稼 働を開始、炭都として繁栄して人口は4万人 台まで増加したが、エネルギー革命後は人口 流出の一方で、久しく「日本で最も人口が少な い市」として最少記録を更新し続けている。令 和4年(2022) 4月末には2,867人となった。 歌志内という地名はアイヌ語由来で、「砂のあ る川」を意味するオタ・ウシュ・ナイに文字を 当てたものである。ちなみに隣接する砂川市 はこの川の名を和訳したものだ。ついでなが ら道北の歌登町は「砂の山」を意味するオタ・ ヌプリに字を当てたものである。道内で歌に 近い新地名を紹介しよう。札幌市の北東側に 隣接する江別市の東端近くにある「豊幌はみ んぐ町」。函館本線豊幌駅に近い新興住宅地 で、元は「豊幌」の一部であったが、ネットの 情報によれば、「はみんぐ公園」に由来して決 めたらしい。

北海道でなくても当て字らしき「歌」の地名は多い。山梨市の歌田は中世には字多田郷と称し、『角川』によれば「湿地を意味する淖田が転じた」ものだとしているし、神奈川県平塚市を流れる歌川も泥田や湿地のウタから来ているという。瀬戸大橋の南詰にあたる香川県の字多津町は鵜足郡の港を意味するが、かつては歌津とも表記した。阿野郡と鵜足郡が明治32年(1899)に合併したのが現在の綾歌郡で、ここで「歌」の字が復活している。

歌ではないが、初声という地名が神奈川県 三浦市の三浦半島にある。『角川』によれば「和 田義盛が平家追討で凱旋し城内の戦勝の祝宴 の際に、初声という歌曲を作って領民に歌わ しめたとする口碑が残る」とあって歌関連の地名らしいが、これも後付けの印象だ。合唱を思わせる地名が千葉県大多喜町の八声で、こんなに声部のある混声合唱はなさそうだが、読みは「やこえ」であり、「谷を越えて隣村への街道があった」ことに由来するらしく、要するに「谷越」が「八声」に書き替えられた。このように「好字」を指向する地名の変化は珍しくない。

踊る地名はあるだろうか。調べてみると、 鹿児島県の錦江湾に注ぐ天降川に面した現在 の霧島市内に「踊」という地名が存在したとい う。残念ながら今はないが、『角川』には「〔踊 城は〕要害堅固なため舞踊を楽しみながら籠 城できた」としている。こちらも文字から無理 に伝説を創作したのかもしれない。

「舞」という地名は現存する。大阪府の南西端に近い阪南市の舞(一~五丁目)は、『角川』によれば「雑芸能に従事する職業集団が居住していたことによると思われる」とあるので、こちらは当て字ではないようだ。昭和31年(1956)に合併で南海町が発足した際には隣の貝掛に併合されて一旦消滅したが、大規模な新興住宅地の「南海団地」が開発された後、平成5年(1993)に復活した。歴史的な地名を大切に思う地元の意志だろうか。消えた地名が30年以上経って復活するのは珍しい。

歌と舞が出たついでながら、東京の繁華街・ 歓楽街として知名度の高い新宿区の歌舞伎町 は、実は戦後生まれである。太平洋戦争の空 襲で焼けた一帯の復興事業として、歌舞伎劇 場を中心に映画館や演芸場、ダンスホールな どの建設が計画された。その町名にふさわし く歌舞伎町と命名されたのだが、肝心の歌舞 伎劇場は事情により建設できず、「未成の地 名」として今に至っている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 786 2022 July 地名散步 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一 第85回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び 「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてIV 日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英 (公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

08 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一 第86回 働き方改革と土地家屋調査士 熊本県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士 川浪 宏

- 12 第72回"社会を明るくする運動" 「#生きづらさを生きていく。」をさらに一歩先へ。 は務省保護局
- 14 令和3年の民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に 与える影響③

日本土地家屋調査士会連合会常任理事 浅野 裕士

- 16 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap
- 17 土地家屋調査士受験・開業ガイダンス
- 20 第35回 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会 IN KYOTO 開催案内
- 21 クロスワードパズル2022 その2
- 22 令和5年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内
- 23 続続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.101 Mul会/釧路会
- 27 土地家屋調査士賠償責任保険
- 28 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 「伊予の潤喫茶、マスターと語ろう」参加者募集 32 横助者の皆様へ

厚生労働省 教育訓練給付制度のご紹介 ~ Part 2~

- 34 公嘱協会情報 Vol.156
- 36 会務日誌
- 37 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 39 ちょうさし俳壇
- **40** ネットワーク50 _{高知会}
- 42 編集後記



表紙写真 「コロナ禍の出前授業 |

第36回写真コンクール 金賞(調査士ノ目線部門) 植山 武俊●千葉会

柳沢小学校6年生対象の出前授業です。コロナ禍でほとんどの学校行事が中止になっていたので、卒業写真に載せられると出前授業は期待されていました。 子ども達は魅力的で、平板測量の真剣さがひときわ光っていました。

事務所運営に必要な知識 一時代にあった資格者であるために一

■ 第85回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び 「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてIV

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英 (公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

第2部 専門的職業人材への独占禁止法適用 問題

(続きから、会報6月号(No.785)に掲載)

3 「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに 関する独占禁止法上の考え方について」(令和元 年6月17日)

平成30年2月15日に、「人材と競争政策に関する 研究会 |報告書が公表され、それ以降、公正取引委 員会では、人材の獲得を巡る競争が独占禁止法の適 用対象となり得ることなどについて関係団体に対す る周知活動を行うとともに、独占禁止法上問題とな り得る具体的行為や慣行が存在するかどうかについ て実態把握に努めていた過程において、スポーツ事 業分野では、スポーツリーグの運営、競技会の主催 等を行っているスポーツ統括団体が、チーム間にお ける選手の移籍や転職について一定の制約や条件を 課す移籍制限ルールを定めている事例があることが 認められた。このため、公正取引委員会では、平成 30年12月21日、スポーツ事業分野における移籍制 限ルールの実態について関係者からの情報提供を呼 び掛けるとともに、スポーツ統括団体等からのヒア リング等を通じて、実態把握を行ってきた。この結 果、スポーツ事業分野における移籍制限ルールにつ いては、人材(選手)の獲得を巡る公正かつ自由な競 争という観点から見た場合に、その合理性や必要性 について十分に検討した上で設定されたとは言い難 いものが多く存在することが認められた。また、ス ポーツ事業分野では、その活動全般について独占禁 止法に対する意識や理解が必ずしも十分でないとい う実態にあることもうかがわれた。このため、公正

取引委員会では、こうした状況を踏まえ、スポーツ 事業分野における移籍制限ルールについて、以下の とおり、独占禁止法上の考え方を取りまとめた。

<スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方>

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、消費者利益の確保や経済の活性化を実現しようとするものである。そのことは、スポーツの事業分野についても同様であり、選手獲得におけるチームの自由な活動等が適切に確保されることによって、スポーツファンのみならず消費者全般の利益が達成されるということに留意する必要がある。その観点からみて、スポーツ統括団体等が定める移籍制限ルールについては、独占禁止法上、以下のように考えることができる。

- 1 チームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動 (事業活動)を行っている側面があり、独占禁止法 上の事業者として互いに競争している。
- 2 一般に、競争関係にある複数の事業者が、共同 して、人材の移籍や転職を相互に制限・制約する 旨を取り決めることは原則として独占禁止法違反 となる。また、事業者団体が当該取決めを設ける 場合も同様である。

スポーツ事業分野において移籍制限ルールが取り 決められる場合は、チーム間の選手獲得競争が停止・抑制され得るとともに、その結果、選手を活用 したスポーツ活動を通じた事業活動における競争も 停止・抑制され、また、事業活動に必要な選手を確 保できず新規参入が阻害されるといった弊害が生じ 得ることとなる。

3 他方、スポーツ事業分野において移籍制限ルー

ルを設ける目的には、主に以下の2点があるとされている。

- ① 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させる
- ② チームの戦力を均衡させることにより、競技 (スポーツリーグ、競技会等)としての魅力を維持・向上させること

この点、スポーツ統括団体が(又はチームが共同 して)定める移籍制限ルールは、上記①又は②の面 で競争を促進する効果を有する場合もあり得る。こ のため、独占禁止法上、移籍制限ルールについては、 前記2記載の弊害が生じるからといって直ちに違反 と判断されるのではなく、それによって達成しよう とする目的が競争を促進する観点からみても合理的 か、その目的を達成するための手段として相当かと いう観点から、様々な要素を総合的に考慮し、移籍 制限ルールの合理性・必要性が個別に判断されるこ ととなる。これらの目的のそれぞれについて、考慮 すべき要素および具体的な着眼点を整理すれば、以 下のとおりとなる。

<移籍制限ルールの合理性・必要性に係る考慮要素>

1				0			
		< E	目的①>	<	目的②>		
		選手の育成費用の回収可能性を確保す		チームの戦力を均衡させることにより、競			
		ることにより, 選手育成インセンティブ		技としての魅力を維持・向上させること			
		を向	り上させること				
2		○ 移籍制限ルールにより達成しようとする目的の合理性					
		0	〇 設定された目的の達成水準の妥当性				
	具	>	育成費用の回収可能性を確保する	≻	競技としての魅力を維持・向上するた		
達成しよ	体		ことが、スポーツ活動を通じた事業		めには、必ず戦力が均衡していなけれ		
うとする	的		活動の成否にどの程度不可欠なも		ばならないか?		
目的の合	着		のか?	>	戦力を均衡させることが、スポーツ活		
理性	眼	>	回収を想定している費用の額は、育		動を通じた事業活動の成否にどの程度		
	点		成インセンティブを確保するため		不可欠なものか?		
	の		に必要な水準を超えていないか?	>	達成しようとする戦力均衡の程度は、		
	例				競技としての魅力を維持・向上するた		
					めに必要な水準を超えていないか?		
		0	移籍制限ルールと達成しようとする[目的。	との関連性		
		0	〇 移籍制限ルールが課す制限・制約が、合理性ある目的の達成のために真に必要な				
		範囲にとどまっているか。					
目的を達		0	目的を達成し得るより制約的でない作)他の手段の可能性			
成する手	具	۶	例えば,移籍制限ル―ルの適用対象	۶	移籍制限ルールによって,弱いチ ーム		
段として	体		選手の範囲や、移籍が制限・制約さ		における戦力向上のために採り得る選		
の相当性	的		れる期間・条件等(注)は、育成費		択肢が狭まるなどして、むしろ戦力差		
	着		用の回収可能性の確保という目的の		が固定・拡大する可能性も考えられる		
	眼		達成のために真に必要な範囲にとど		ところ,当該ルールが戦力均衡という		
	点		まっているか?		目的の達成につながるといえるか?		
	の	>	目的を達成する手段として、より制	>	例えば,移籍制限ル―ルの適用対象選		
	例		約的でない他の手段(例:移籍金制		手の範囲や、移籍が制限・制約される期		
			度)は採り得ないか?		間・条件等(注)は、戦力均衡という		
					目的の達成のために真に必要な範囲に		
					とどまっているか?		
				>	目的を達成する手段として、より制約		
					的でない他の手段(例:移籍金制度)は		
					採り得ないか?		
(8)	-) 秘:	<u>-</u> 	艮ルールがもたらす弊害の程度は、実質的に	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	なれる心亜がなる 仰うげ 投籍		

(注) 移籍制限ルールがもたらす弊害の程度は、実質的に評価される必要がある。例えば、移籍を一定期間制限・制約することについては、当該期間の外形的な長さのみならず、競技の実態(例:選手寿命の長さ、移籍・獲得ニーズの多寡、当該期間の長さがチームの選手獲得意欲を減退させる程度)を踏まえた実質的な影響度合いを考慮することとなる。

4 スポーツ事業分野における移籍制限ルールは 多種多様であり、独占禁止法上問題となるかどう かについては、具体的なルールの内容や実態に即 して個別に判断されるものである。

しかしながら、少なくとも、移籍や転職を無期限に制限・制約するルール(例、移籍を一切禁止するもの、現所属チームの了承がない限り移籍を無期限に認めないもの、移籍自体は可能であってもスポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を無期限に認めないもの)については、前記3記載の考慮要素に照らして、その合理性・必要性が十分に認められるものとは言い難いと考えられる。

公正取引委員会では、独占禁止法違反行為の未然 防止及び独占禁止法に対する意識や理解の向上に資 する観点から、各スポーツ統括団体等において、現 行又は検討中の移籍制限ルールについて自主的な見 直しを行い、必要に応じて改定を行うなどの取組を 期待し、スポーツ事業分野に限らず様々な分野で行 われている人材獲得競争等に関し、引き続き、独占 禁止法上の考え方についての関係各方面への周知 や、競争制限的な行為や慣行の実態把握に努めてい くこととする。また、独占禁止法に違反する行為が 認められた場合には厳正に対処することとする。

4 「日本プロフェッショナル野球組織に対する独 占禁止法違反被疑事件の処理について」(令和2 年11月5日)

公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織(NPB)が後記の本件申合せにより、構成事業者である12球団(セントラル野球連盟6球団及びパシフィック野球連盟6球団)に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあったことから、所要の審査を行ってきた。今般、NPBから、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。

本件申合せの概要は、「新人選手が、新人選手選択会議(ドラフト会議)前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・

社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト 会議で指名しない。」というものである。

平成20年9月、当時有力な社会人選手であった新日本石油ENEOSの田澤純一選手は、12球団に対し、12球団ではなく米国球団と直接契約したいので同年のドラフト会議で指名しないように要請した。NPBは、田澤選手のような有力な新人選手が12球団を経ずに外国の球団と選手契約することが続いた場合、日本プロ野球の魅力が低下するおそれがあるとの認識の下、平成20年10月、NPBの議決機関である実行委員会で、本件申合せを行ったものである。

本件申合せの実施状況は、NPBは、平成20年10 月以降、令和2年9月に破棄するまでの間本件申合せを有効なものとして維持してきていた。他方、実際に本件申合せが適用されて12球団に契約を拒絶された例はなかった。

本件に対する独占禁止法上の考え方は、一般に、 事業者団体が、構成事業者に対し、他の事業者から 役務を受けることを共同で拒絶するようにさせる場 合であって、他の事業者が当該構成事業者と同等の 役務提供先を見いだすことが困難なときは、当該他 の事業者を当該役務の提供市場から排除する効果を 生じさせ、当該役務提供市場における公正な競争を 阻害するおそれがある。(独占禁止法8条5号【一般 指定1項1号(共同の取引拒絶)】)というものである。

NPBは、公正取引委員会に対し、本件申合せを 廃止し、その旨を公表するとともに、関係団体等に 周知したことを自発的に講じた旨の報告を行った。

公正取引委員会は、NPBによる措置が、独占禁止法違反の疑いを解消するものと判断し、本件審査を終了した。

5 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の策定について(令和3年3月26日)

内閣官房成長戦略会議事務局、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は連名で、令和3年3月26日、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定し、公表した。

フリーランスについては、多様な働き方の拡大、 インターネットを通じた短期・単発の仕事を請け負 い、個人で働く就業形態であるギグ・エコノミーの 拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社 会保障の支え手・働き手の増加などに貢献すること が期待される。令和2年2月から3月にかけて、内 閣官房において、関係省庁と連携し、一元的にフリー ランスの実態を把握するための調査を実施した。そ の上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障 検討会議において、政策の方向性について検討がな され、同年7月に閣議決定された成長戦略実行計画 において、フリーランスとして安心して働ける環境 を整備するため、政府として一体的に、保護ルール の整備を行うこととされていた。これらを踏まえ、 事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止 法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適 用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基 づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一 覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正 取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定す ることとした。なお、本ガイドラインの内容につい ては、下請中小企業振興法に基づく振興基準にも反 映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを 改定し、これに基づいて執行を強化する。

本ガイドラインの概要は以下のとおりである。

- 第1 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者をいう。
- 第2 独占禁止法、下請法、労働関係法令との適 用関係は、
 - 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。
 - 下請法は、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。
 - これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合に

は、労働関係法令が適用される。

- **第3** フリーランスとの取引を行う事業者が遵守 すべき事項は、
- 1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の 濫用規制についての基本的な考え方は、
 - 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。
- 2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付 に係る基本的な考え方は、
 - 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切である。
 - 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。
- 3 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法上問題となる行為類型は、
 - 優越的地位の濫用につながり得る行為について、以下の12行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化する。
 - (1)報酬の支払遅延
 - (2)報酬の減額
 - (3) 著しく低い報酬の一方的決定
 - (4) やり直しの要請
 - (5)一方的な発注取消し
 - (6) 役務の成果物に係る権利の一方的取扱い
 - (7) 役務の成果物の受領拒否
 - (8) 役務の成果物の返品
 - (9) 不要な商品・役務の購入・利用強制
 - (10) 不当な経済上利益の提供要請
 - (11)合理的な必要の範囲を超えた秘密保持 義務の一方的な設定
 - (12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施

第4 仲介事業者が遵守すべき事項は、

- 1 仲介事業者とフリーランスとの取引について
 - 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献している。
 - 一方で、今後フリーランスと仲介事業者と の取引の増加により、仲介事業者が取引上優 越した地位に立ち、フリーランスに対し、そ の地位を利用して、正常な商慣習に照らして 不当に不利益を与える場合も考えられる。
- 2 規約の変更による取引条件の一方的な変更
 - 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。
- 第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準は、1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合
 - フリーランスとして請負契約や準委任契約 などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式 や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に 基づいて、「労働者」かどうか判断。
 - 労基法上の「労働者」と認められる場合は、 労働基準法の労働時間や賃金等に関するルー ルが適用される。
 - 労組法上の「労働者」と認められる場合は、 団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること 等が禁止される。
- 2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方は、
 - (1) 「使用従属性」に関する判断基準は、
 - ①「指揮監督下の労働」であること(労働が他 人の指揮監督下において行われているか)

- ②「報酬の労務対償性」があること(報酬が 「指揮監督下における労働」の対価として 支払われているか)
- (2) 「労働者性」の判断を補強する要素は、
 - ①事業者性の有無(仕事に必要な機械等を 発注者等と受注者のどちらが負担してい るか等)
 - ②専属性の程度(特定の発注者等への専属 性が高いと認められるか。)
- 4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方は、
 - (1) 基本的判断要素
 - ①事業組織への組み入れ(業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか)
 - ②契約内容の一方的・定型的決定(労働条件 や労務の内容を相手方が一方的・定型的 に決定しているか)
 - ③報酬の労務対価性(労務供給者の報酬が 労務供給に対する対価などとしての性格 を有するか)
 - (2) 補充的判断要素
 - ④業務の依頼に応ずべき関係(相手方から の個々の業務の依頼に対し、基本的に応 ずべき関係にあるか)
 - ⑤広い意味での指揮監督下の労務提供(労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っていると広い意味で解することができるか等)
 - (3)消極的判断要素(この要素が肯定される場合 には、労働組合法上の労働者性が弱まる場 合がある)
 - ⑥顕著な事業者性(恒常的に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受けて事業を行う者か)

(完)

事務所運営に必要な知識 一時代にあった資格者であるために一

第86回 働き方改革と土地家屋調査士

熊本県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士 川浪 宏

士業事務所の特徴に、規模の零細性、資格者が代表であるがゆえの丁稚奉公性があります。そこで「事務所運営に必要な知識―時代にあった資格者であるために―」の視点を加え、教育訓練や業務委託まで考察を広げて論を進めてまいります。

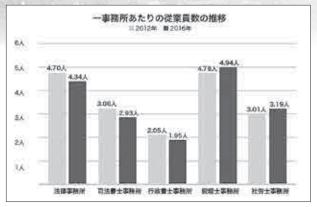
1 はじめに

「働き方改革」という言葉は世間一般に浸透しているものと思われますが、言葉の定義を統一する目的で本稿での「働き方改革」は働き方改革関連法¹によるものといたします。

法律による「働き方改革」の目的は、「労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するための措置を講ずる」²ことであり、ポイントを列挙すると、①長時間労働の是正、②多様な働き方の実現、③雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の3点になります。小職は社会保険労務士であり、土地家屋調査士のお仕事は全くの門外漢ではありますが、今後の事務所運営に必要な知識としてこれら3点のポイントが土地家屋調査士の皆様をはじめとする士業の事務所運営にどのような影響をもたらすのかを考察してまいります。

2 土地家屋調査士と働き方改革

土地家屋調査士は、昭和25年に土地家屋調査士 法が制定された70年余の歴史のある国家資格です。 全国の土地家屋調査士の人数は個人16,471、法人 360の計16,831の事務所数となっております³。補 助者の人数は、22,848であり⁴、1事務所当たりの補 助者数は、1.35人であり事務所の代表を加えると2.25 人と1事務所当たり3人弱であることが分かります。 これを他士業にも目を向けてみると、古い資料にな りますが1事務所当たりの従業員数では税理士事務 所4.94人、法律事務所4.34人、社労士事務所3.19人、



(図表1)資料出所:ファイブスターマガジン『事務所経営白書2020』15頁

司法書士事務所2.93人、行政書士事務所1.95人になっております⁵(職員数の多い順に記載)。(図表1)

小職は社会保険労務士ですが、社労士事務所の1 事務所当たりの従業員数は3.19人であり、改めて最 寄りの同業者を見渡すと実感する数値であり、士業 事務所は零細事業所が多いことを痛感した次第です。

それでは、従業員数の少ない零細事業所の労働関係の法律の適用はどうなっているのでしょうか。従業員数の多い事業所とは、どのような差が設けられているのでしょうか。幾つかの法律を例に検証してみたいと思います。

まず、労働関係の代表的な法律は労働基準法です。働き方改革関連法の8つの法律の1つでもあります。労働基準法は労働時間の上限を1週40時間、1日8時間と定めておりますが(労働基準法第32条。労基法で定められているので「法定労働時間」といいます。)、常時10人未満の従業員を使用する、商業、

映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業(「特例措置対象事業場」と言います。)は、1週44時間に緩和されています。なお、特例措置対象事業場であっても1日8時間労働が上限である原則は変わっていない点に注意が必要です。

士業事務所は特例措置対象事業場には当てはまりませんので、労働時間の上限は1週40時間、1日8時間となります。この法定労働時間を超えて労働させるには、「時間外・休日労働に関する労使協定(通称:36協定)」(労働基準法36条)を労使で締結し管轄する労働基準監督署長へ届け出る必要があります。この36協定の届出には、就業規則のような従業員数10人未満は届出義務が無いような従業員数による緩和要件は無く、従業員が1人であっても届け出なければなりません。

「働き方改革」のポイントの一つである①長時間労働の是正に対しては、36協定を締結することによって可能な法定労働時間を超えての労働に上限が設けられましたが、建設業、運送業、医師のような極めて逼迫した労働環境にある業種等以外は、36協定の上限規制は事業所の規模にかかわらず同じ基準になっております。ただし、法定労働時間が月60時間超えた場合の割増賃金率については、士業事務所のカテゴリーであるサービス業は常時雇用の従業員数が100人以下は25%のままの猶予措置が取られております。6。

以上を簡単にまとめると、割増賃金率は中小企業の「資金力」に配慮し、就業規則は零細事業所の「事務力」に配慮して大企業と異なる基準が設けられていますが、労働時間や最低賃金、健康診断等の労働者保護に関する規定については事業規模の大小にかかわらず同一の基準となっていることが分かります⁷。この点を零細事業所が多い士業事務所の運営者(以下、「代表」と言います。)は理解しておく必要があるように思います。

3 士業事務所の労務管理上の特徴

士業事務所の労務管理上の特徴は、資格者が事務所の代表である点が挙げられます。事業規模が小さい事業所はその事業規模の小ささがゆえに、事業の所有と運営が分離しておらず、ワンマン経営に成りがちな傾向が強くなります。士業事務所は、その傾向に加えて、資格者が代表であることから実務にも

精通しており、ワンマン経営度合いがより強くなる 構造上の問題があります。この構造上の問題から、 いわゆる「丁稚奉公」的な状況が発生しやすいこと を、事務所の代表は事務所運営に当たって忘れては ならないと思います。

「丁稚奉公」から発生しやすい問題の一つに、一人 の社会保険労務士の経験則として感じているものに サービス残業問題があります。

サービス残業問題=仕事を教えてもらっている 時間は無給で当たり前、年中無休・無定量で仕 事に当たるのが当然、自分もそうやってきた等

このような考え方を表に出すか出さないかは程度 の差こそあれ、頭の中に持っている士業事務所の代 表の割合は高いように感じます。

サービス残業のような問題を発生させないためには、どうすればよいのでしょうか。本稿の通底するテーマは「事務所運営に必要な知識―時代にあった資格者であるために」ですので、「働き方改革」の内容を正しく理解するとともに、従業員を雇用している事務所代表は、労働基準法をはじめとする労働関係法規まで視野を広げて知識を得ることが必要だと思います。

労務管理の問題の一つである 「サービス残業問題 =仕事を教えてもらっている時間は無給で当たり前 等|は、労働時間とは使用者(=事務所代表)の指揮 命令下にある時間[®]だという点を理解すれば、労働 時間と研修時間を明確に切り分けることで、事務所 代表としての不満の解消につながるかも知れませ ん。例えば、従業員は休日にゆっくりと調べながら 仕事をしたいという考えで休日出勤していたと仮定 します。従業員の認識は「休日出勤(=労働時間)」で すが、一方で事務所代表からするとゆっくりと調べ ながらしか仕事が捗らないのは実力不足のせいであ り、その「休日出勤」は労働時間ではなく自己研鑽の 時間だとの認識を持つのではないでしょうか。士業 事務所で労使トラブルが多い研修・教育訓練等の労 働時間の考え方は、厚生労働省が事例を用いて具体 的に解説しております⁹。(図表2)

「働き方改革」のポイントの一つに①長時間労働の 是正がありますが、自己研鑚の時間なのか、それと も労働時間なのかの認識が従業員と異なっていれ ば、労使トラブルの発生は必至です。「丁稚奉公」=



(図表2)資料出所:厚生労働省「労働時間の考え方:「研修・教育訓練」等の取扱い」リーフレット

労働時間に該当しない事例の要素を要約すると、①自由参加である、②業務との直接関係性がない、③人事評価や勤怠評価の対象外(実質的な強制もされない)になる。

仕事を教えてもらっている時間は無給で当たり前といった考えを切り替えて、従業員に対して労働時間内に教育訓練を行う事で、実力不足の従業員に対してサービス残業を強いることが減るといった、副次的な効果が望めるかもしれません。さらに「働き方改革」のポイントには②多様な働き方の実現もあり、「丁稚奉公」=年中無休・無定量で仕事に当たるのが当然といった考えを切り替えて短時間で働く従業員を受容していくことは、事務所の代表が従業員に対して「丁稚奉公」的な感覚を捨てるキッカケに繋がるのではないでしょうか。

4 土地家屋調査士との業務委託に潜む問題点

「働き方改革」には<u>③雇用形態にかかわらない公正</u> な待遇の確保もあります。そもそも「働き方改革」は 事務所が雇用している従業員が対象になるものですが、<u>③雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保</u>の 範囲を広げて土地家屋調査士同志の業務委託について考察したいと思います。

土地家屋調査士同志の業務委託に類似する考え方に「フリーランス」があります。自由に働きたい土地家屋調査士の方と、逼迫した業務を処理したい事務所代表の思惑が一致して、土地家屋調査士の業務を事務所外部に委託する方もいらっしゃるのではないでしょうか。小職が生業としている社会保険労務士では、顧客がいない(少ない)ので稼ぎたい社労士と、労働基準法等の法律の対象外となる働き手に業務を

委託して労務コストをカットしたい社労士事務所の 代表との思惑が一致して業務委託を行っているのを 見受けます。本稿では既に、労働時間や最低賃金、 健康診断等の労働者保護に関する規定については事 業規模の大小にかかわらず同一の基準となっている と述べたところですが、労働者保護に関する規定の 対比を一覧表で見ると一目瞭然になります。(図表3)

	労働者	フリーランス(業務委託)
働く時間の規制	1日8時間等の法定労働時間超 過するには36協定を届出の上 割増賃金の支払い要	
収入の最低保証	最低賃金(全国加重平均時給 930円)	なし
健康の管理	事業主が健康診断を行う義務 を負う(実施の基準あり)	

(図表3)労働者とフリーランス(業務委託)対比表 資料出所:筆者

社労士事務所をはじめとする士業事務所の業務委託のほとんどが適正に行われているものと信じておりますが、業務委託を依頼する側と業務委託の受注者である方の力関係で、立場の弱い受注者側が不利なケースも散見されております。

士業事務所ではありませんが、リラクゼーション サロンの経営者が、その店舗において整体やリフレクソロジー等の施術を行わせていた従業員との契約 が労働契約ではなく業務委託契約であると主張した イヤシス事件¹⁰は、経営者と従業員との間で取り交 わした書面は委託契約書だったのですが、従業員が 実質的には労働者である(労働契約である)と主張し て訴えた裁判例です。判決は従業員を労働者と認め、 店舗で整体やリフレクソロジーに従事していた時間 は労働時間として扱うこととされ、最低賃金を下 回っている部分については追加の支払い、1日8時 間を超えた時間は法定外労働時間として割増賃金を 加えた支払いが必要だとされました。

また新型コロナウイルス感染症の感染防止行動で、多くの国民が食べ物の宅配を利用するようになりましたが、Uber Eatsの配達員の多くは業務委託だと報道されております。Uber Eatsのようなフードデリバリー配達員の配達中の交通事故が社会問題となる中で、令和3年9月1日からフードデリバリー配達員が一人親方労災保険(特別加入)の対象として加わりました。

それでは、フードデリバリー配達員がUber Eats 等と委託契約を締結したら個人事業主(労災では一 人親方)の扱いとなるのかといえば、必ずしもそう ではありません。フードデリバリー配達員と類似したものにバイク便があります。基本的にはバイク便も委託契約を締結し、個人事業主の扱いとなるのですが、バイク事故等の補償問題から労災保険の適用を巡って労働者性の判断について、厚生労働省が通達を出しております¹¹。

厚生労働省の通達を要約すると労働者性の判断である「使用従属性」について、以下の5項目を判断要素として示しております。

- (1) 仕事の依頼・指示に対する諾否の自由
 - →仕事の依頼や指示を断る自由がないのは 労働者性が高まる
- (2) 指揮命令・管理
 - →指揮命令を受け、また管理されるのは労 働者性が高まる
- (3) 拘東性
 - →場所や時間に拘束されるのは労働者性が 高まる
- (4) 代替性
 - →必ず自分が行わなければならないのは労 働者性が高まる
- (5) 報酬の労務対償性
 - →報酬が成果ではなく時間単位で支払われ るのは労働者性が高まる

裁判例や通達から学ぶべき点は、当事者間の契約が委託契約であったとしても、上記(1)から(5)の判断要素に基づいて、実質的に労働契約であれば労働関係の法律が適用されるという点にあります。 ③雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保が労働 関係法の潜脱とならないように、業務委託について も慎重に検討する必要があるように思います。

5 まとめ

士業事務所の特徴に、規模の零細性、資格者が代表であるがゆえの丁稚奉公性があります。その観点から前半は、労働時間については長期時間労働の防止抑制といった観点も大事だと思いつつ、士業事務所ならではのサービス残業問題、つまり労働時間なのか研修時間なのかが曖昧になっている問題を取り上げました。

後半は、士業事務所の零細性から雇用力が弱いため同業者への業務委託が行われている点について、純粋な意味での「働き方改革」の対象ではありませんが、昨今増加してきているギグワーカーを鑑みて、「働き方改革」を広範囲に捉えて業務委託を取り上げました。

業務委託については、労務コストの削減を目的としたイヤシス事件や、新型コロナウイルス感染症の影響で急増したフードデリバリー配達員の業務委託の考え方を整理した厚生労働省の通達を用いて、2つの観点から解説を行いました。

以上、働き方改革と土地家屋調査士について、「事務所運営に必要な知識―時代にあった資格者であるために」といった視点を加味して考察の対象を業務委託にまで広げて論を進めてまいりましたが、いかがだったのでしょうか。

土地家屋調査士の皆様の事務所運営に少しでもお 役に立てれば幸甚です。最後までお読みいただき、 ありがとうございました。

以上

脚注

- 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)が正式名称。対象の法令は、雇用対策法、労働基準法、 労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の8つの法律である。
- 2 厚生労働省「働き方改革関連法等について」より抜粋
 - https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kai/chihou_suishin/kuni/mhlw.pdf
- 3 資料出所:『土地家屋調査士白書2020』 94頁 都道府県別人口及び法律専門職等士業人口より
- 4 前掲注3) 97頁 各都道府県における土地家屋調査士(法人含む)事務所の補助者数より
- 5 資料出所:ファイブスターマガジン『事務所経営白書2020』15頁
- 6 中小企業への猶予措置は、令和5年4月に猶予措置は終了し割増賃金率は大企業と同じ50%になる。
- 7 本稿で取り上げた労働時間の上限規制(労働基準法)以外にも、最低賃金(最低賃金法)や健康診断(労働安全衛生法)の実施基準のような生活・生命に直結する事項は、事業規模の大小による差は、設けられていない。
- 8 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」3頁 平成12年3月9日最高裁第一小法廷 判決 三菱重工長崎造船所事件
 - https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-06.pdf
- 9 厚生労働省「労働時間の考え方:「研修・教育訓練」等の取扱い」リーフレット https://www.mhlw.go.jp/content/000556972.pdf
- 10 令和1年10月24日大阪地裁判決 イヤシス事件 労働判例ジャーナル95号24頁
- 11 厚生労働省労働基準局長平成19年9月27日 基発第092703号 基発第0927004号

第72回"社会を明るくする運動"

「#生きづらさを生きていく。」を さらに一歩先へ。

法務省保護局

1 「#生きづらさを生きていく。」をさらに一歩先へ

皆様におかれましては、法務省が主唱する"社会 を明るくする運動"に対し、多大な御協力を賜りまし て、心より御礼申し上げます。

本年の第72回"社会を明るくする運動"は、前回同 様"#生きづらさを生きていく。"というメインコピー とともに、犯罪や非行の背景にある様々な"生きづら さ"に思いを致し、"生きづらさ"を包摂するコミュニ ティづくりを、さらに一歩先に進めて行くことがで きるよう、展開してまいります。本年1月には、法 務省にて、第72回運動のスタートを切る"社会を明 るくする運動"中央推進委員会会議が開催されまし た。ここでは、その際に法務省からお伝えした、メ インコピーに込められた思いを御紹介します。

社明は昭和24年の「銀座フェアー」が、そのルーツ です。終戦後、文字通り戦禍で焼け出された子ども たちが、巷にあふれました。

生き延びるために犯罪に手を染めた子どももい た。これを見るに見かねた、銀座・商店街の大人た ちが、「不幸な子どもを救いませう」と、チャリティー・ キャンペーンを張った。

浮浪児が負っていた心の傷が分かる人が、現代の 社会を見渡すならば、今なお、いや、いつの時代に あっても、心の傷、生きづらさを認めることができ ると思います。

その原因は、ひどい虐待であったり、何らかの障 害があったり、愛されることのなかったがゆえの人 間不信であったり、様々です。また、生きづらさの 中心には、孤独があります。コロナ禍は、奇しくも、 この「生きづらさ」を露わにし、新たな「生きづらさ」 も生みました。

そして、犯罪や非行の裏側にも、この「生きづらさ」 を認めることができます。「生きづらさ」が、犯罪や 非行を始め何か大きな躓きとならないようにするに は、どうすれば良いか。「生きづらさ」がありつつも、 人と人とがつながり、社会につながっていく。寄り 添いという支えによって、社会の中に居場所が見い だせる。それが、社明運動が目指す「犯罪や非行の ない安全で安心な明るい地域社会 |でもあるだろう。 そんなメッセージを込めました。

「生きづらさ」を分断、あるいは排除し、孤立を深 めるコミュニティであってはならない。目指すとこ ろは「包摂的なコミュニティ」であるということに理 解してくださる方を増やしたい。そして、かつての 銀座商店街のように、何か出来ないかと、大人の責 任として受け止めてくださる人を増やしたい。その ように考えています。(談)

2 多様で豊かな発信を。

第72回運動を象徴するポスター・リーフレットに も、"生きづらさ"を包摂するコミュニティへの願い が込められています。

立ち直ろうとする人が向かうその先に、もっと もっと大きな、"生きづらさを包み込むコミュニティ" を。本年も、全国各地において、多様で豊かな発信 が展開されますよう、皆様の御協力をどうぞよろし くお願い申し上げます。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第72回 社会を明るくする運動





令和3年の民法・不動産登記法改正が 土地家屋調査士業務に与える影響③

日本土地家屋調査士会連合会常任理事 浅野 裕士

今回は、民法改正のうち、所有者不明土地管理制度と管理不全土地管理制度の創設について触れていきたいと思います。

1 新しい財産管理制度

改正前の民法には、不在者財産管理制度と相続財産管理制度という財産管理制度が用意されていました。これらの財産管理制度は、裁判所に選任された管理人が不在者又は被相続人の所有する不動産のみならず、預貯金、有価証券、負債など、全ての財産を管理する制度です。例えば、自己が所有する土地の境界確認を行いたいと思った所有者が隣接土地所有者の所在が不明な場合に不在者財産管理制度を利用した場合であっても、選任された管理人は、不在者又は被相続人の所有する財産全般を管理しなければならないことになります。

そこで、今般の民法改正により、従前の財産管理制度に加え特定の不動産のみを管理することができる所有者不明土地(建物)管理制度、管理不全土地(建物)管理制度が創設されました。所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地又は建物について、裁判所に選任された管理人が管理をすることができる制度です。

この制度は土地家屋調査士業務の中でも、例えば、 土地の分筆登記を行う際に行う土地の境界確認においても、隣接土地所有者の所在が分からない場合に 活用することができるほか、管理人は不動産のみを 管理することになりますので、土地家屋調査士が管理人に就任することも考えられます。

2 所有者不明土地管理命令

裁判所は、所有者を知ることができず、又はその 所在を知ることができない土地(土地が数人の共有 に属する場合にあっては、共有者を知ることができ ず、又はその所在を知ることができない土地の共有 持分)について、必要があると認めるときは、利害関 係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持 分を対象として、所有者不明土地管理人による管理 を命ずる処分をすることができることとなりました。

所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地にある動産にも及び、裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、所有者不明土地管理人を選任しなければならないとされています。

所有者不明土地管理人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び、管理、処分その他の事由により得た財産の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属することになります。ただし、所有者不明土地管理人が土地を売却するなどの、保存行為、性質を変えない範囲内の利用又は改良を目的とする行為を超える行為をする場合には、別に、裁判所の許可を得なければなりません。

所有者不明土地管理人は、所有者不明土地の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならず、数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければなりません。

所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有 者不明土地に著しい損害を与えたことその他重要な 事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求に よって、所有者不明土地管理人を解任することができ、 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、 裁判所の許可を得て、辞任することができます。

所有者不明土地管理人は、所有者不明土地から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができ、所有者不明土地管理人による所有者不明土地の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地の所有者の負担とされています。

管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地の 所有者が負担することとなっていますが、所有者が 見つからないことが見込まれますので、所有者不明 土地管理人選任の申立てをする利害関係人は、申立 ての際に裁判所に管理に要する費用を予納する必要 があります。

また、建物についても、裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分をすることができます。土地の所有者の所在は判明しているが、土地上の建物の所有者の所在が不明なケースなどが想定されます。

近年、区分所有建物においても、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない区分所有建物が増加していることも予測されますが、区分所有建物については、区分所有法特有の観点からの検討が必要となるため、この制度の適用外とされています。

3 管理不全土地管理命令

裁判所は、所有者による土地の管理が不適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請

求により当該土地を対象として、管理不全土地管理 人による管理を命ずる処分をすることができます。 具体的には、土地や建物の所有者の所在が判明して いるにもかかわらず、所有者によって適切な管理が なされておらず、荒廃・老朽化などにより、近隣に 危険を生じさせたり、悪影響を及ぼしている状態を 解消するための制度といえます。

管理不全土地管理命令の概要は、所有者不明土地 管理命令と概ね同様ですが、相違点として、管理人 が管理不全土地管理命令の対象とされた土地を処分 するときは、その所有者の同意が必要なことが挙げ られます。

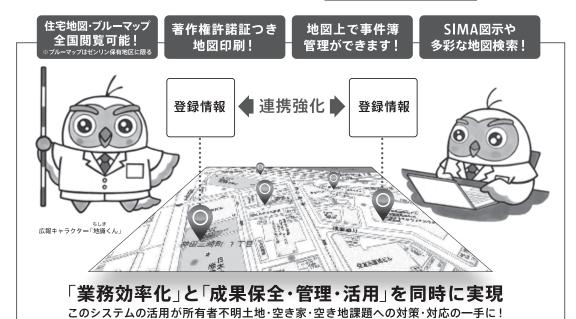
所有者不明土地問題の地域性や土地の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地の新たな財産管理制度は、対象財産が「人」単位ではなく、「不動産」単位となり、日常業務で境界の確認等が必要となるケースで所有者不明土地に接する機会も多く、不動産の物理的現況を正確に調査・測量をする専門家である土地家屋調査士の積極的な活用が見込まれます。

財産管理制度の比較

	不在者財産 管理制度	所有者不明土地 管理制度	管理不全土地 管理制度
根拠条文	25条	264条の2~264条の8	264条の9~264条の14
要件	不在者	所有者が不明、所有者 の所在が不明	管理不適当により他人 の権利を侵害
管理する財産の範囲	不在者の財産	所有者不明土地のみ	管理不全土地のみ
管轄裁判所	家庭裁判所	地方裁判所	地方裁判所



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査±カルテMap

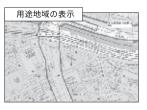


地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。









住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有 地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができ ます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

■ よくあるご質問

- ℚ「調査士カルテ Map」を契約するための条件などはありますか?
- ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、 「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。
- 「調査士カルテ Map」を利用するために ソフトウェアのインストールは必要ですか?
- サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。 Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。
- 受録できる情報はどのようなものがありますか?
- 登録できる情報は、大きく以下の4つに分類されます。
 - 1 調査基本情報 ………調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報

 2. 事件簿情報
 受託番号や金額などの事件簿に記載する情報

 3. 調査ファイル情報
 申請書や調査図面などのデータファイル

 3 - 高温タブル 1948 - 日本 1943 - 日本 194
- **Q** セキュリティ面は問題ありませんか?
- | A 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

全国閲覧可 月額3,300円(税込)

お申し込み月の**月末まで無料期間**をご用意しております <

無料で利用できる期間を 、ご活用ください!

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会 🔍



◀ 連合会 HP 右下の



日本土地家屋調査士会連合会 「調査士カルテ Map」問合せ窓口 E-mail kartemap@chosashi.or.jp

土地家屋調査士受験・開業ガイダンス

近年、我々の業界では土地家屋調査士という資格の認知度や受験者数の低さなどが問題になっており、それを改善すべく様々な取組を行っております。その一つとして、幾つかの土地家屋調査士会やブロック協議会では、これから受験する方、また、開業を考えている方を対象にガイダンスを開催しています。今回は、東北ブロック協議会と中部ブロック協議会が開催したガイダンスについて紹介いたします。

試験合格者のための開業ガイダンス

(東北ブロック協議会)

令和4年3月19日(土)宮城県仙台市のTKPガーデンシティにおいて、東北ブロック協議会主催の「試験合格者のための開業ガイダンス」が開催されました。

当ガイダンスは開業に当たり設備投資が多大であることや開業して仕事を受注できるのかなど不安や悩みを抱えている合格者を対象に東北ブロック協議会が毎年、企画・運営しているものです。

ガイダンス当日は収束しないコロナ禍の状況に加え、3月16日に起こった福島県沖を震源とする地震の影響で東北新幹線が運休しているという悪条件にもかかわらず12名の方がガイダンスに参加されました(受験地が仙台の合格者数は23名)。受講者のうち3名は女性であり、土地家屋調査士を目指す女性の方も増えてきている印象を受けました。また、測量機械に触ったことがない方も2名おりました。

当日は直前に行われた東北ブロック協議会の理事会に参加された青森・秋田・宮城・山形の各会長及び連合会の千葉理事(岩手会)にもガイダンスに参加していただき、会長方からガイダンスを前に土地家屋調査士として開業する上での心構えをお話ししていただきました。



開業ガイダンス

(以下、内容を一部抜粋)

宮城会 松田淳一会長

- ・開業後は自分で自分を守っていかなければならない。
- ・健康であること、自己研鑚を積むこと。

山形会 今野繁会長

・報酬額など自分の安売りはしないこと。

連合会 千葉正和理事(岩手会副会長)

・自分だけで解決できない問題が出てくるので、支 部や仲間との付き合いを大事にすべき。

各会の会長からの挨拶とあって、受講者の方々は 真剣に聴いておりました。

続いて、東北ブロック協議会の三戸靖史会長(青森会会長)から講師である鈴木修先生(東北ブロック協議会名誉会長)の紹介がありガイダンスが始まりました。先生から「皆様の人生が掛かっていると思いますので、今日は真剣に質問に答えます。本当に必要なものを教えます。」と挨拶があると会場の緊迫感が一気に増したように感じました。ガイダンスは先生が事前のアンケートを基に受講者一人一人に今日は何を目的に来たのかを確認し、その全てに鈴木修先生が答えていくという方法で行われました。以下にガイダンスの内容を一部ご紹介いたします。

・現在、会社勤めをされている方で開業するかどう かを迷っている方へ

開業はゼロからの再構築になります。今と同じ 収入を得られるかは分かりません。

開業するかしないかはどちらでもよいが、開業 する場合は今日足りない「受託能力」を身に付ける 方法を考えましょう。



研修時の様子 事務所経営に必要な能力 (業務受託能力・業務処理能カー補助者・事務所経営能力)

・親が土地家屋調査士で二代目の方へ

二代目は先生を選べません。初代と同じノウハウでやっていけるのかは別問題です。親から何を学べるのか、他の先生から学んだ方がよいこともあります。また、二代目の場合、開業の苦しみはないが親よりは長く生きます。続けるために他人がする開業時の苦しみをどこでするのか。お客様は事務所ではなく「人」に付きます。

・今、企業で用地測量をやっているが自分の立場を 引き継げる人がなく独立開業を悩んでいる方へ

「辞める」と言わないと辞められません。ただし、 ケンカ別れはしない方がよいです。 開業する時期を決めて会社と話をするアクション が必要です。また、用地測量は我々の測量とは異な るので、「筆界 |についての勉強は必要だと思います。

・法人グループ(司法書士法人・調査士法人等)の社員として働きたい方へ

きちんと土地家屋調査士の仕事を尊重してくれるような法人ならよいが、司法書士法人の子会社のような土地家屋調査士法人の社員になるのであればお勧めはしません。

取材にご協力いただきました鈴木修先生及び東北 ブロック協議会の皆様、ガイダンスに参加された受 講生の皆様に改めて感謝申し上げます。最後にガイ ダンス冒頭で鈴木先生が話されたことを掲載して結 びといたします。

「開業は今の生活をゼロにすること、今と同じ収入を得られるかは分かりません。プロテストに受かったこととプロとして生きていくことは全く異なります。試験が終わって勉強をやめていたら、食べていけなくなります。毎年変わる法律を現役の先生方は常に勉強されていますから。」

広報員 山口勝康(山形会)

土地家屋調査士ガイダンス

(中部ブロック協議会)

中部ブロック協議会では、令和4年3月26日(土) に資格取得希望者・開業希望者を対象に東京法経学院と共催でガイダンスを開催しました。二週間前の同年3月13日(日)には金沢会場でも北陸三県の希望者を対象に同様のものを実施しており、今回は名古屋会場として愛知県及び近隣の希望者を対象に実施されました。

このガイダンスは土地家屋調査士に関して「どんな仕事なの?どんな試験なの?勉強はどうするの?開業はどうするの?」といった疑問や興味を持っている方に参加いただき、様々な悩みを解決するべく、分かりやすい説明とじっくりとした相談をするためのものであり、「土地家屋調査士を目指す皆さんを全力で応援する」というコンセプトの下で実施されました。

開催場所のウインクあいち(愛知労働産業センター)は名古屋駅から地下道で直接アクセスできる 好立地でしたが、新型コロナの感染者数が高止まり



梅村会長挨拶

の中、天候も雨模様で気温も 低かったため当初事前予約されていたものの出席されない 参加者も発生し、出足が少し 心配されました。それでも合 計で20名以上の方に参加い ただきました。今回の参加者 は特に強く土地家屋調査士に

興味を持っていられると感じられました。13時30 分からの開催に当たり、中部ブロック協議会の梅村 守会長(愛知会会長)の参加お礼と挨拶の後、以下の 三部構成で進行いたしました。

第一部 資格取得希望者への説明会

講師…東京法経学院 河野克幸講師(愛知会会員) 愛知会の会員であり東京法経学院の講師を務める 河野克幸氏により、試験合格を目指す方々に向けたガ



ガイダンスの様子

イダンスが行われました。さすが現役の資格予備校講師の説明ですので話が最近の状況を踏まえたものであり、かつ、実際の受験に即した具体的なものでした。

「始めの2、3か月数学で苦労したりあきらめたりする方もいるが数学の力はさほど必要なく、関数電卓の使い方で決まる。」「申請書や土地、建物作図を時間内に完成させるということが大事で○枚やる必要があるだろう」といった踏み込んだ説明や、土地家屋調査士試験は「家族の協力を得るため○年で取得するといった明確な目標を掲げるべき」など、長い試験勉強に向けての周りへの配慮や心構えを伝えていただき参加者も聞き入っていました。

第二部 開業希望者への説明会

講師…中島健太 愛知会会員

第1部から受講者も少し入れ替わり雰囲気が変化しました。何か切実さを感じられました。第2部は主に資格を取得したものの開業すべきか迷っている方や、試験合格後ストレートに開業しようとする方に向けたガイダンスが行われました。愛知会の中島講師は、自身の経歴をひもといて土地家屋調査士を目指したきっかけから資格を取得し開業するまで、そして実際に開業後はどのような業務をしているのかヒト・モノ・カネを含め細かく親切に説明されていました。また冒頭には全国の土地家屋調査士及び愛知会の状況比較を人数、年齢分布等の話から愛知会の登録に当たって手続の流れを紹介されており参加者は開業へのプロセスや実務へのイメージがつかめたのではないかと思われます。

第三部 個別相談会

資格取得について、開業に悩んでおられる方、プライベートな質問がある方に愛知会の土地家屋調査 士が1対1で相談に応じました。人数の関係で僭越 ながら私、広報員の大星も相談対応役として参加さ せていただきました。今回相談者の交替がなく、相 談時間の上限もなくなったためじっくりお話するこ とができました。

開業資金や、そろえなければならない機材、業務に関する一通りの流れや測量・立会いといったことに関しての不安、経営に関する不安、業務のやりがいといった相談内容を、自身の経験を含め回答しています。各テーブルともすごく相談内容に真剣味が感じられました。

ちなみに私が担当した参加者は、勤め先が石川県のため二週間前の金沢会場にもいらっしゃっていました。今回は実家の愛知県で、家業の不動産屋との連携などを考え土地家屋調査士を将来の職業の重要選択肢として細かい部分まで質問されました。

参加者全員、時間に制限がなく様々な質問を聞くことができて満足して帰られたのではないでしょうか。

約半日に及んだ今回のガイダンス参加者には愛知会の手提げ袋に「土地家屋調査士成長物語(マンガ)」を含め、東京法経学院作成の「マンガでわかる土地家屋調査士ガイダンス(学習・受験・業務の総合資料)」、「土地家屋調査士合格!!わたしの番(合格体験記)」、講座書籍資料といったずっしりとした冊子が入ったものが渡されました。このガイダンスから一人でも多くの試験合格者及び土地家屋調査士登録者が誕生することを祈っております。

広報員 大星雅司(石川会)



1対1個別相談



配布資料

第35回

日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会 IN KYOTO

開催案内

前夜祭・宿泊

日時 令和4年10月7日(金)受付 16:00~ 開演 18:00

場所 ホテルグランヴィア京都

京都市下京区烏丸通塩小路下ル JR京都駅中央口

TEL:075-344-8888

ゴルフ大会

日時 令和4年10月8日(土)

場所 城陽カントリー倶楽部

京都府城陽市寺田奥山1-46

TEL: 0774-52-2525

観光

日時 令和4年10月8日(土)

観光先 京都市内各観光名所

申込締切

令和4年8月31日(水)

所属の土地家屋調査士会まで

問合せ先

京都土地家屋調査士会

〒604-0984

京都府京都市中京区竹屋町通

富小路東入魚屋町439

TEL: 075-221-5520 FAX: 075-251-0520

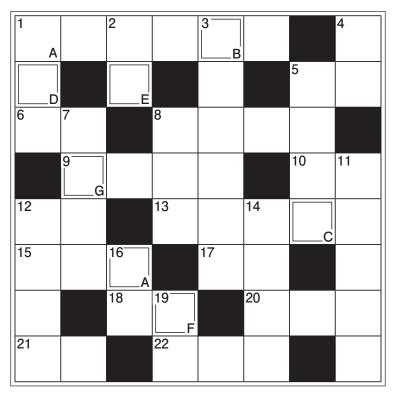
MAIL: mail@chosashi-kyoto.or.jp

_{その2} 土地家屋調査士しか解けない?

クロスワードパズル 2022



クロスワードパズルを解いたら二重マスに注目、アルファベット順に並べてできる言葉 は何でしょう?



答え В D G С Ε

⇒ヨコのカギ

- 1 土地家屋調査士の監督官庁
- 5 明治6年に改正がスタート
- 漢字では「気障」と書く 6
- 相続税計算の基準となる地価
- 9 空中写真を撮るとき必要
- 10 家屋内で床板を敷かずに地面のまま
- 12 長い年代「○○に八千代に」
- 13 合筆制限に引っかかる
- 15 人の扱い方「むごい○○○を受ける」
- 17 一辺が一間 (けん) の正方形を 1 とする
- 激しく降る「○○突く雨」
- 20 スゲ・カヤで屋根を葺いた家
- 21 公有水面の代表
- 22 測量記録の簿冊

⇒タテのカギ

19 16 14 12 11 8 7 5 3 2 1 4

割合 外部のものや渡るものは床面積 刀・槍などの先端 に入れにくい 求積は今は三斜じゃなくて 英語では「アンダーパス」 田舎の問題の一つ 敷地面積に対して延べ床面積の 夏の現場はこれの対策必須 正式名称は後ろにアワビが付く 死に至らせる「過失〇〇」 元気のない足取りで歩く 材質がスチールやビニールの道具 「ため池」でなければこの地目は

> 問題作成 大星雅司(石川会) 解答は本誌内にあります。

令和5年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産 学部の総合型選抜(企業推薦)の活用をご検討ください。

出願要領

- ◎出願条件:出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び (イ)を満たす者
 - (ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入 学を確約できる者
 - (イ) 日本土地家屋調査士会連合会 (日調連)から推薦を受けられる者 推薦条件:土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- ◎試験科目:小論文及び面接 ※小論文・面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。
- ◎願書受付期間等
 - A日程 (1) 願書受付期間…2022年10月27日(木)~11月9日(水)(出願書類提出は日調連宛·郵送必着)
 - (2) 試験日…2022年11月27日(日) (3) 合格発表日…2022年12月1日(木)
 - B日程 (1)願書受付期間…2023年2月21日(火)~3月3日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
 - (2) 試験日…2023年3月16日(木) (3) 合格発表日…2023年3月17日(金)
 - ※募集人員は20名(A·B日程合計)です。

出願をご希望の方。まずは、入試要項をお取り寄せください! 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連) または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2022

7/24 (日)、8/7 (日)、8/21 (日)、9/25 (日)、10/23 (日) ※要予約

◎当日は、個別進路相談やキャンパスツアー、学科魅力発見コーナーなどにご参加いただけます。 詳細・予約については、本学公式ホームページ (https://www.meikai.ac.jp) をご覧ください。 ※プログラムの内容などは変更する場合があります。

本学公式ホームページにてWebオープンキャンパスも公開中!学部紹介や体験授業等を視聴する ことができます。ぜひご覧ください。

続 続!!

変しき我が会、我が地元

Vol. 101

「愛しき我が会、我が地元」は2014年3月号から連載が始まり、全国50の土地家屋調査士会の皆様にご協力をいただき、各土地家屋調査士会での活動や、地元の魅力などをご紹介いただいてきました。このシリーズは続編を含め8年にわたり連載し、2022年6月号をもって終了を迎えました。寄稿いただきました、全国の土地家屋調査士会の皆様には心から感謝申し上げます。

連合会広報部では、このシリーズがとても好評であることや、私たちがまだまだ知らない全国各地の様々な魅力や、地元土地家屋調査士会での新たな取組などをご紹介いただきたいという想いから、「続続!!愛しき我が会、我が地元」とし新たに連載を開始することといたしました!今までの「全国の土地家屋調査士会PR活動」や「社会貢献活動」、「特色のある取組」に加え、名所・名産・グルメなど、多岐にわたりご紹介をする予定です。全国の土地家屋調査士会の更なる魅力発見にご期待ください。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



岡山会

『我が故郷 美作(みまさか)』

岡山県土地家屋調査士会 津山支部長 川崎 優輔

「岡山県って、どこ?四国だったかなぁ?」 「岡山県って、倉敷のとなりだっけ?」

などなど、18才の時に、岡山県の知名度のなさに気付かされました。ましてや、我が故郷、美作のことを知っている人など皆無でありました。

その中でも、倉敷は岡山県よりも知名度が高く(私個人の感想です。)、美観地区をはじめ多くの有名な観光地があり、修学旅行先としても多くの方が訪れています。

その昔、岡山県の中に倉敷という場所が二つあっ たことはご存じでしょうか。

我が故郷、美作の中の林野地域が「倉敷」であった ことは、岡山県人であっても知っている人は少なく なっています。

"市の中心である林野(はやしの)地区は古くから交通の要 衝で、戦国時代の頃から吉井川を往来する高瀬舟による物 資の輸送が活発に行われた。船着場周辺には商人の蔵が立 ち並び、やがて倉敷と呼ばれるようになった。江戸時代に なると、最初に津山藩主になった森氏が津山城下の商人と 同程度の権限を当地の商人に与え、東美作の中心と位置付 けられる。森氏改易後は江戸幕府の直轄地になって代官所 が置かれ、その後も物資の集散地として繁栄を続けた。

明治時代に町村制が施行。1889年に英田郡倉敷村(美作 倉敷)になり、同時に窪屋郡倉敷村(現・倉敷市、備中倉敷) も発足し、岡山県内に二つの倉敷村が誕生した。その後、 備中倉敷は紡績工場や鉄道等が作られる等いち早く近代化が進み、二つの倉敷の差は徐々に開いてゆくことになる。

備中倉敷の知名度が上がるにつれ、郵便や荷物の誤配が頻発する問題が発生。美作倉敷宛に正式住所を記載しても4分の1くらいが備中倉敷に送られてしまい、交通機関が未発達であった当時は大変な損害を荷主に与えることが少なくなかった。そして、1918年(大正7年)当時の町長が上記の理由から旧郷名の林野郷(はいのごう)に由来する林野(はやしの)町に改名し、備中倉敷に倉敷の名を譲った形となった。(『美作町史』より)"(「美作声』『フリー百科事典」ウィキペディア日本語版』 2022年

(「美作市」『フリー百科事典 ウィキペディア日本語版』。2022年 5月16日(月) 04:17 UTC、URL: https://ja.wikipedia.org)

ウィキペディアにもあるように、今の倉敷市の繁栄には、我が美作が涙を呑んで地名を譲った結果でもありました。\(^O^)/

今では大きな差を付けられていますが、美作にも 倉敷に負けていない、素敵な観光資源が多くありま すので、ご紹介いたします。

何といってもまずは、1,200年の歴史を誇る名湯、 ^{๑のこう} 湯郷温泉です。今はコロナ禍で苦しんでいますがピー ク時には40万人を超える観光客が訪れていました。

今でも、四季折々の様々なイベントを開催し、多くの観光客を楽しませています。初夏には蛍が飛び交う「ホタル祭り」、冬には雲海が見られる「大山大展望台」、また天下の奇祭「はだか祭り」は800年もの歴史があり、今でも多くの美作っ子が激しい宝木争奪戦を展開しています。



10数年ほど前まで【むかし倉敷カミナリまつり】という お祭りがありました。

昨年から始まった「湯郷マルシェ」は月一回程度の 開催ですが、開催する度に出店数が増えており、観 光客のみならず、地元の我々も楽しみにしているイ ベントです。

美作の美味しいもの、名産特産物等々ついつい財 布のひもが緩んでしまいます。

そして、女子サッカーチーム「岡山湯郷ベル」。今はなでしこ2部リーグに低迷していますが、2011年に日本女子サッカーがW杯で優勝したときの立役者、宮間あや、福元美穂の両選手がいた時の湯郷ベルは、強かった!是非湯郷ベルの応援に来てください。

英田地域には、F1が開催された岡山国際サーキットがあります。音速の貴公子アイルトン・セナが日本で走った最後のコースです。F1ファンであれば、一度は訪れたいサーキットでしょう。

大原地域には、二刀流の剣豪、宮本武蔵の生誕の地があります。ローカル鉄道智頭急行智頭線の駅名も「宮本武蔵駅」。生家跡や讃甘神社など歴史ファンには必見の場所です。



ベルピール自然公園



安養寺会陽「はだか祭り」

東粟倉地域には、美作富士と呼ばれる日名倉山の中腹・標高約865mに位置する「ベルピール自然公園」があります。ここから見る景色は、超絶景!都会から遊びに来た友人は、必ずここに連れていきます。

また、日本最大級の「愛の鐘」があり、多くのカップルがここで愛を誓っています。

東粟倉地域に来たなら、もう一つ私のお薦めがあります。お隣、西粟倉村の林道ダルガ峯線のドライブです。測量会社勤め時代にこの林道の測量に携わりました。ここからの絶景は言うまでもないのですが、至る所から湧き出している清水。これが最高に美味い!ただし、豪雪地帯のため冬場は通行できません。

それでは、美作の食を紹介します。

東粟倉地域にある日名倉養魚場でつかみ取りした ヤマメの塩焼き。いろんな観光地でヤマメの塩焼き を売っていますが、ここのヤマメの塩焼きは、私史 上最高に美味いヤマメです。これを食べたら、ほか のは食べられなくなりますよ!

ホルモンうどん、といえばお隣の津山市のB級グルメで有名ですが、美作でもホルモンうどんは昔から食べられており、醤油タレや味噌タレ、つけタレ



林道ダルガ峰線脇の清水

があり、店によっていろんな味が楽しめます。

また、お酒のアテには何といっても、干し肉!これも絶品です。一度食べたらお土産に買って帰る人が続出の名品ですが、実はこの干し肉も、ほとんどがお隣の津山産です。と、津山市への依存度が高い美作ですが、その他、知る人ぞ知る銘茶の美作海田茶があり(最近は紅茶も作っているようです。)、黒豆製品(黒豆うどん、黒豆バーガー、黒豆ソフトなど)

やジビエ料理も盛んなところです。さらに岡山といえばフルーツ大国。もちろん美作でも、白桃やピオーネなど美味しいフルーツもたくさん作っていますよ。ここで紹介したものは、ほんの一部です。まだまだ皆さんを楽しませられることが盛り沢山待っています。コロナ禍が収まった暁には、是非とも晴れの国おかやま、我がふるさと、癒しの郷、美作へお越しください。



釧路会 『オリジナルグッズと登記促進ポスターの紹介』

釧路土地家屋調査士会 広報部 加納 芳郎

今回は釧路会で作成したオリジナルグッズと登記 促進ポスターについてご紹介します。

● オリジナルグッズ



付箋とポケットティッシュのデザイン

当会では土地家屋 調査士の業務紹介の ため、平成29年度 に付箋とポケット ティッシュを作成し ました。表示登記無 料相談会などで配布 しています。





● 登記促進ポスター

令和2年度と同3年度に、市町村向けに登記促進ポスターとチラシを作成し、当会の管内45市町村に配布し、庁舎内の掲示にご協力いただきました。

市町村に配布した趣旨は、令和2年度は建物の登記を、令和3年度は土地の登記を促進する必要性を 周知するためでした。

令和2年度の市町村への依頼書には次のとおり記載しました。

「建物の登記は新築や増築、解体工事等をした際



令和2年度のポスター

産税事務を円滑に行う上でも、不動産の現況を正確に登記することは重要であるものと考えます。別添のポスターを配布いたしますので、庁舎内に掲示していただきますよう、よろしくお願いいたします。」

令和3年度の市町村への依頼書には次のとおり記載しました。

「不動産のうち国民の大切な財産である土地の管理は、『境界の管理』から始まります。また、登記された土地の形状や面積を正しく現地に反映させることは、お隣との境界トラブル防止に役立ちます。しかしながら、境界標がなくなったまま放置されていたり、適切に管理されていない状況が少なくありません。<中略>住民が住民自身の土地境界を適切に管理することは、各市町村が資産税事務を円滑に行う上でも、また街づくりの上でも重要で、住民への



令和3年度のポスター

周知は欠かせません。 令和2年8月1日に改 正された土地家屋調査 士法第1条では、『土 地家屋調査士は土地の 筆界を明らかにする業 務の専門家』として、 使命規定が定められま した。土地家屋調査士 はその使命を果たした いと考えていますく以 下略>」

なぜ登記促進ポスターを作成することになった か。その経緯は次のとおりです。

全国的なことではありますが、近年土地家屋調査 士試験の受験者数が減少しています。そこで、受験 者数を増やす一助とするため、令和元年度までの4 年間、当会独自の受験ガイダンスを開催してきました。 このガイダンスでは、土地家屋調査士の業務を紹介するとともに、この資格の魅力を伝え、さらに受験の心得もアドバイスしました。講師は当会の若手会員3名が担当しました。また、講師として一度、東京法経学院のご協力をいただきました。

ところが、令和2年春から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、このガイダンスを開催することができなくなり、その代替策として登記促進ポスターを作成することにしました。同ポスターを市町村の庁舎内(例えば、資産税課、住民相談課など)に掲示していただくことによって、庁舎を訪れた住民の皆様に、土地・建物の登記の意義を伝えるとともに、土地家屋調査士の資格を知っていただきたいと考えました。

各市町村からのご協力がおおむね得られました。 多少なりとも「土地家屋調査士」の広報に役立つこと ができたのではと考える次第です。

なお、令和3年度のポスターは当会ホームページ の「お知らせ」コーナーに掲載しています。興味のあ る方はアクセスしてみてください。

クロスワードパズル2022 その2 解答

¹	ウ	² <u></u>	シ	3 3 B	ウ		⁴ カ
サ _D		シ		ウ		⁵ チ	ソ
⁶ +	⁷ ザ		8	セ	ン	カ	
	9 L G	П	ウ	丰		10 F	11
12 チ	3		13 カ	IJ	14	ウ _c	+
15		16 チ A		17 ツ	ボ		ジ
3		18 シ	19 / / F		20	マ	ヤ
²¹ ウ	111		<u> </u>	ュ	ボ		ク

答え チョウ サラショノ ヒg

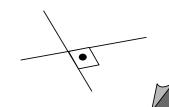
土地家屋調査士賠償責任保険

令和4年4月1日より、「サイバープロテクター特約」の名 称を「サイバーリスク補償特約」に変更しております。

保険料に変更ございません。

お支払例①

測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイルスに感染し、顧客の個人情報が漏えいしたことで損害賠償請求を受けた。



お支払例③

測量中、測量機が転倒し、 付近にいた子供が怪我をし て所有者である調査士が賠 償責任を負った。



調査士に賠償責任が発生しないケースでも見舞金の対象となります。

*ただし、事前に保険会社の同意た 必要となります。

保険期間:令和4年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B21-902313 使用期限: 2023年4月1日

連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信



5月16日 ~6月15日

本年6月7日は、水道橋から復活の風を発信できる日となりました。同日、政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針2022)」に「登記所備付地図の整備の促進」が三年ぶりに盛り込まれると同時に、「新しい資本主義フォローアップ」にも「登記所地図事業を実施し、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度の施策の幅広い周知・広報や実施体制確立等を行う。」と表記されるに至りました。閣議決定とは、時の政府の覚悟であり、国民との約束だと理解しています。まだまだ多くの改善事項もありますが、全国各地で頑張ってくれている全ての皆さんに水道橋から心からの感謝を伝えます。

5月

16日 参議院決算委員会の傍聴

登記所備付地図作成事業の拡充と区分所有法の見直 し等に関して、参議院決算委員会において豊田俊郎 議員からの質問と政府答弁を傍聴させていただい た。決算委員会の議事録に前述の内容が記載される ことに大いなる意義を感じるところである。

16日 「表示に関する登記における筆界確認情報の 取扱いに関する指針」に係る担当者会同

今般、法務省関係部署と協議を重ね、公表に至った標記「指針」に関して、全国の各土地家屋調査士会業務担当役員と意識共有を図ることを念頭に、会同を急きょ開催し、意見交換を行った。

17日 上川陽子元法務大臣との打合せ

柳澤・鈴木泰介副会長とともに、議員会館へ上川元 法務大臣を訪問。近く政府が発表する「経済財政運 営と改革の基本方針(骨太の方針) 2022」における 「登記所備付地図整備の促進」に関して、要望と意見 交換をさせていただいた。

17日 根本匠衆議院議員との打合せ

福島県選出の根本匠先生には、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長として、日頃より土地家屋調査士制度に関し、強力に応援をいただいている。この日は、柳澤・鈴木泰介副会長とともに「骨太の方針2022」における「登記所備付地図整備の促進」に関して、連合会からの要望と意見交換をさせていただいた。

17日 「清和政策研究会との集い」

安倍元総理大臣が会長を務める「清和政策研究会」の 集まりに参加。会場の東京プリンスホテルでは、幾 つもの部屋に参加者を分散した上で、メイン会場の 様子を中継する方式で感染予防対策を施されてい る。現職の岸田総理大臣も駆け付け、国際情勢や新 型コロナウイルス感染症対策をはじめとする国政報 告を拝聴させていただいた。

18日 札幌会 令和4年度定時総会

各土地家屋調査士会総会に来賓として案内をいただくのは実に三年ぶりとなる。全国の土地家屋調査士会とも、多くの苦難と創意工夫を重ねての会務運営に改めて感謝を申し上げる。感染対策も相まって、北へ向かう人の群れは誰も無口である。

19日 兵庫会 令和4年度定時総会

札幌から空路での移動だが、日本海側を南下する ルートで佐渡島の上空も通過し、そして神戸へ向か う。兵庫会総会でもマスク越しではあるが、多くの 笑顔に再会の上、祝辞を述べる機会をいただいたこ とに感謝申し上げる。

20日 奈良会 令和4年度定時総会

奈良の春日野の青芝に腰を下ろすこともなく、天平の都・奈良会の総会に出席。多くの来賓も出席いただき、久しぶりに味わう緊張感の中での総会運営と72%を超えるオンライン登記申請率に対し、敬意をお伝えした。

21日 福井会 令和4年度定時総会

奈良から福井へは、京都を経由して湖西線で琵琶湖を右に眺めながらの移動である。福井駅前は新幹線延伸工事の影響からか、大規模な再開発事業が進んでいる。福井会の総会でも連合会会務に対して多くの指標をいただいた。

24日 秋田会 令和4年度定時総会

飛行機を乗り継いで秋田を目指す。日本アルプス上空を通過するのだが、残雪が光る峰々は実に神々しく映る。秋田会では、運用開始当初からオンライン登記申請率を高水準で維持されていることに感謝申し上げるとともに、総会においては特別決議も上程され、活発な議論が伝わってきた。

26日 大阪会 第84回定時総会式典

大阪会の総会会場である大阪市中央公会堂は、歴史 漂う有名かつ荘厳な建築物である。複雑な内部構造 で迷子になりながら辿り着いた。大阪会には、これ までお世話になってきた多くの方々が在籍されてお り、久しぶりのご挨拶とともに、連合会の取組や制 度の方向性をお伝えさせていただいた。

27日 岐阜会 令和4年度定時総会

予定では、大阪から愛知への移動であったが、途中、 思いたって岐阜会の総会に突撃訪問の上、ご挨拶を させていただいた。驚きつつも笑顔で迎えていただ いた臼井会長はじめ岐阜会の皆さんには心から感謝。 今回、岐阜会の皆さんに直接お会いし、お話しさせて もらった経験を希望への糧として長良川を後にした。

27日 愛知会 令和4年度定時総会

名古屋市で開催された、愛知会総会に出席。マスク越しでもはっきりと分かる懐かしい顔にも再会しつつ、祝辞を述べさせていただいた。名古屋法務局における、表題部所有者探索委員としての実績報告もお聞きし、愛知会の多大な取組に感謝申し上げた。

30日 法務省民事局民事第二課との打合せ

柳澤・鈴木泰介両副会長とともに法務省民事局民事 第二課を訪問し、喫緊の課題等について意見交換を 行う。

30日 東京会 第84回定時総会

ほぼ半月に渡った各会総会も不忍池を見下ろす会場で実施される東京会をもって最終日となる。日本一の会員数を抱える東京会でも感染対策を徹底しての開催であり、創意と工夫に感謝しつつ、祝辞を述べさせていただいた。

6月

4日、5日 令和4年度第2回九州ブロック協議会会 長会議及び日本土地家屋調査士会連合会九州ブロッ ク協議会令和4年度定時総会

九州ブロック協議会の総会が福岡市で開催され、出席。公表された「骨太の方針2022 (原案)」の内容を報告するとともに、日頃のご協力に対しお礼を申し述べる。ブロック協議会総会にお邪魔するのも三年ぶりとなるが、皆さんの目を見て、話を耳で聞いて会話をすることに懐かしさと有り難さを感じる二日間となった。

7日 稲田朋美衆議院議員への表敬訪問

今般の「骨太の方針2022」に登記所備付地図の整備の促進を記載する件にご尽力いただいた、稲田先生を訪問させていただき、先生の地元・福井から岩坂会長も同席の上、心よりのお礼を申し上げた。

8日 第2回理事会(電子会議)

理事会をリモートにて招集。二週間後に迫った第79回定時総会の運営等に関して協議を行う。対面での連合会総会開催は実質三年ぶりとなることから、緊張感を持っての対応を指示。

8日 全調政連第1回会長会議

全国土地家屋調査士政治連盟の全国会長会議にお邪魔し、「骨太の方針2022」への対応を中心に、政治連盟と連合会の連動の重要性をお伝えさせていただいた。

9日 第37回写真コンクール作品審査(木村惠一氏 出席)

連合会が主催している写真コンクールの作品審査に 鈴木貴志副会長とともに臨む。私自身は、写真に関 して全くの素人であり、写真家の木村惠一先生に適 切なご意見を賜りながら、応募された方々の想いに も寄り添う覚悟で選考させていただいた。

9日 第1回伊予の潤喫茶マスターと語ろう(連合会 長とリモートで話そう!)

連合会長とリモートで話す企画も二年目を迎えるに

当たり、広報部の皆さんの計らいもあって、名称と 装いを整えての新装開店に至る。今回は、カテゴ リーを女性会員として全国から九名の皆さんが来店 され、土地家屋調査士女子力に圧倒されつつも有意 義な時間を共有させていただけた。

10日 堀内詔子衆議院議員への表敬訪問

政府が公表した「骨太の方針2022」へ登記所備付地 図の整備の促進を三年ぶりに復活記載する件にご尽 力いただいた、堀内先生を柳澤・鈴木泰介両副会長 とともに訪問し、感謝を申し上げた。先生の地元・ 山梨から芦澤会長、小佐野副会長も駆け付けられ、 今後の支援体制も含めて懇談させていただいた。

15日 第3回正副会長会議(電子会議出席者あり)

正副会長会議を開催し、喫緊の課題の整理と対応、 及び翌週に迫った連合会総会に向けての確認協議を 実施する。



広報キャラクター「地識くん」



~連合会長とリモートで話そう!~改め

「伊予の潤喫茶、マスターと語ろう」参加者募集

日本十地家屋調査十会連合会 広報部

新型コロナ禍において、全国各地の各行事で連合会長と話す機会がめっきり減りました。そこで広報部企画として、昨年度 「連合会長とリモートで話そう!」を開催したところ、好評でしたので、今年度はタイトルを「伊予の潤喫茶、マスターと語ろう」 に改めて開催します。さすがにお酒を酌み交わしながらともいきませんので、馴染みの喫茶店のマスターに話し掛けるような 気持ちで参加してもらいたい。そんな願いを込めてタイトルを付けました。

今年度は各回にテーマを設けることにしていて、先日「女性土地家屋調査士」をテーマに第1回を開催しました。



普段話す機会のない連合会長とリモートで話をしてみませんか? 次回9月のテーマは「二代目、三代目」です。

開店日 9月15日(木)

16:00 ~ 17:00 (予定)

日調連電子会議室(ZOOM予定)



※参加者多数の場合は抽選とさせていただきますのでご了承ください。

詳細は公式SNS(Facebook、Instagram、Twitter)で告知します。連合会の会務状況もSNSで更新 していますので、これを機会に是非チェックしていただき、フォローをお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会公式SNS

https://www.facebook.com/tochikaokuchosashi

https://www.instagram.com/chosashikai_rengokai/

https://twitter.com/C_rengoukai







補助者の皆様へ

厚生労働省 教育訓練給付制度のご紹介

~ Part 2 ~

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

教育訓練給付制度を知っていますか?

教育訓練給付制度は、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部(受講費用の20% [上限10万円])が支給される制度です(厚生労働省パンフレットより)。

給付を受けられる条件は、

- ① 雇用保険に1年以上加入していて、今まで教育訓練給付を受けたことがないこと。
- ② 離職後1年以内で、今まで教育訓練給付を受けたことがなく、雇用保険の加入期間が1年以上あること。
- ③ 今まで教育訓練給付を受けたことがある人は、前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上あること。
- ①~③のどれかに当てはまれば給付対象となります(受給資格があるかどうかは一度ハローワークにお問合せください。)。

対象講座は約14,000講座ありますが、その中には土地家屋調査士受験に関する講座も給付対象になっています。対象講座を開講している受験専門学校から、同講座や制度を利用した申込方法、また給付についてご紹介いただきます。

LEC東京リーガルマインド

LEC東京リーガルマインドでは、下記初学者向 け講座が教育訓練給付制度の対象となっています。

- ■土地家屋調査士&測量士補W合格コース
- ■土地家屋調査士合格コース

受講形態:通学(Webフォロー付*) 通信(Web*又はDVD)

*「Webフォロー」・「Web」にはWeb+スマホ視聴+音声DL +スマホ動画DLが含まれます。

【LEC初学者向けコースの特徴】

LECの初学者向けコースはオールインワン!

「分かりやすい教材」、「工夫されたカリキュラム」、「質も量も確かな演習問題」、「試験を知り尽くした講師・製作陣」、「充実した学習環境・フォロー」。 LECの初学者向けコースには、試験合格に必要な要素が全てそろっています。

▼学習プロセスに重点を置いた体系的学習カリキュ ラム

インプット完成講座[全69回]は、学習範囲の全体を把握し、学習の筋道を立てるための<全体構造編>と、本試験レベルに到達すべく詳細な知識の積み上げをする<徹底解析編>から成ります。<全体構造編>の理論では全体像を掴み、書式は三角定規や関数電卓の使い方など、図面作成の基礎を丁寧に学んでいきます。<徹底解析編>の理論では、過去間の内容を中心に講義を進行するため、ただテキストを読むだけの受け身の講義になりません。書式は毎講義1間に加え、自宅学習用問題も毎講義1間(講義用・自宅学習用合わせて全44間)提供しますので、試験突破に必要な力が身に付きます。

▼全問新作!業界屈指の名門答練

直前ファイナル答練[全8回]は全問新作、添削・ 解説・成績表付き。

本試験と同形式の択一20間・書式2間が出題され、

マークシートや書式答案用紙は本試験で使用するものを忠実に再現。これまでに学習してきた内容の確認にとどまらず、更なる解答力強化を図れます。また、復習用教材として穴埋めドリルもご用意。「受講生限定」でデータのダウンロード(PDF)が可能です。

▼最適な学習環境を整える充実のフォローアップ制度

講義や講座に関する質問に、専門の合格者スタッフがお答えする『教えてチューター』は24時間利用可能。さらに、筆記試験合格後もLEC受講生は無料で口述試験対策を受けられます。

【申込方法】

LECのホームページよりお申込みください。

https://www.lec-jp.com/chousashi/kouza/start/



【教育訓練給付制度を利用した場合の給付金見込額】

- ■土地家屋調査士&測量士補W合格コース [通信 Web*/答練模試会場受験] 給付金見込額 77,000円(教育訓練経費(学費) 385,000円(税込))
- ■土地家屋調査士合格コース [通学 Webフォロー付*/答練模試会場受験] 給付金見込額 74,800円(教育訓練経費(学費) 374,000円(税込))

- *「Webフォロー」・「Web」にはWeb+スマホ視聴+音声 DL+スマホ動画DLが含まれます。
- ※上記の給付額は見込みとなります。詳細はお申込みの際にLEC各本校などでご確認ください。
- ※早期特典付与、各種割引、GO ! GO ! ポイントを使用した場合は、給付金額が異なります。

【注意事項】

- ■通学講座の修了認定基準は、全講義回数の80%以上出席し、かつ、確認テストの得点結果が70%以上です。
- ■通信講座の修了認定基準は、添削課題全提出回数 の80%以上提出し、かつ、確認テストの得点結 果が70%以上です。
- ■割引制度が適用された場合、割引後の価格が教育 訓練経費となります。
- ■給付金対象講座を含むコースをお申込みの場合、 コースに掛かった割引額を按分して教育訓練経費 を算出します。
 - ※GO!GO!ポイント(1ポイント=1円、通常お支払金額の1%を付与)は、教育訓練経費から差し引かれる額となります。その他、LECから給付金対象講座の特典として受け取るテキスト等の物品・金券等も差し引かれる対象となります。
 - ※詳細はLEC教育給付金ページをご確認ください。 https://www.lec-jp.com/kyuufu/
 - ※本情報は2022年7月現在の内容です。 最新の情報はホームページをご確認ください。

土地家屋調査士&測量士補 W合格コース[全96回]



※土地家屋調査士合格コースに「測量士補合格パック」は付いておりません。

公嘱協会情報

vol 156

第37回定時総会他の開催報告

令和4年6月1日(水)午後1時から翌2日(木)正午 まで、ホテルメトロポリタンエドモント「悠久」にお いて、第37回定時総会、第1回研修会、全国理事 長会議が開催されました。



【第37回定時総会】



榊原会長

総会構成員62名(全公連 役員13名、各協会理事長 48名、委任状1名) 出席の下、 新型コロナウイルス感染防 止の観点から、来賓及びオ ブザーバーは出席せずに開 催されました。開会に先立 ち全国の物故社員に対する 黙祷を捧げ、伊藤秀樹副会

長による開会の辞に続き、榊原典夫会長からの挨拶 がありました。挨拶の中では、集合形式の総会は2 年ぶりのことから、皆様の元気な姿にお会いできた ことに感謝するとの式辞がありました。司会者の指

名により、議長に愛知協会堀嵜祐史理事長、副議長 に三重協会小林邦光理事長が選出され、議事の審議 に入りました。

議事の内容は以下のとおりです。

第1号議案 令和3年度一般会計収入支出決算報

告承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画(案)審議の件

第3号議案 令和4年度一般会計収入支出予算 (案)審議の件

慎重審議の下、上記第1号議案から第3号議案ま で承認可決されました。

議事に引き続き例年ですと来賓祝辞があります が、本年は来賓不在のことから行われず、最後に花 本政秋副会長により閉会の辞が述べられ総会は終了 しました。

【第1回研修会】

総会後に休憩をはさみ、 令和4年度第1回研修会『会 場開催、Web配信あり』が 開催されました。研修内容 は「公益法人の運営と法改 正の留意点について | の題 目により、講師に公益財団 法人公益法人協会相談室室 長上曽山清氏を迎え行われ



上曽山講師

ております。具体的な内容は①公益法人制度の概要、 ②公益認定法、③法人の機関と運営、④役員の役割 と責任、⑤最近の法改正の主なものについてとなり、 改めて公益法人運営の基本事項を確認することがで き、大変有意義な講演となっています。



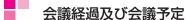




【全国理事長会議】

翌6月2日(木)には全国理事長会議が開催されました。この理事長会議では、テーマ「協会を取り巻く環境の変化と今後の協会運営について」を題目として、全公連理事、各協会理事長による意見交換会が行われております。内容は、各地方ブロックごとに事前にテーマを提出していたことから、いろいろな話題や実情を聞くこととなり、非常に貴重な時間であったと感じております。

(理事 赤間一秋)



第37回定時総会及び第1回研修会 6月1日 (東京開催:研修会はWeb配信もあり) 全国理事長会議(東京開催) 6月2日 6月8日 全調政連主催の研修会に参加(東京 開催) 全調政連との打合会(東京開催) 6月9日 6月17~18日 中部ブロック協議会総会・出前研 修会(石川開催) 6月22日 第2回正副会長会議(Web開催) 6月30日 第1回地図作成研修実施委員会 (Web 開催) 7月1日 日本土地家屋調査士会連合会中部 ブロック協議会総会(石川開催) 7月6日 第3回理事会(Web開催) 北海道ブロック協議会出前研修会 7月15日 (札幌開催) 7月29日 しずおか境界シンポジウム(静岡開催) 四国ブロック出前研修会(香川開催) 8月7日 9月22日 中国ブロック出前研修会(広島開催) 10月21~22日 東北ブロック協議会総会・出前研





修会(秋田開催)





5月16日~6月15日

5月

16日

第2回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び 報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充へ の対応について
- 5 業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)に ついて
- 7 ネットワーク型RTK法による単点観測法に 基づき行う登記多角点測量マニュアル
- 8 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業 務について
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登 記情報システムについて

17日

研究所第2回研究テーマ「歴史的地図・資料」会 議(電子会議)

<協議事項>

1 研究テーマ「歴史的地図・資料に関する研 究」の今後の進め方について

18日、19日

第1回研究所会議

<協議事項>

- 1 令和3~4年度研究所研究中間報告と今後 の研究の進め方について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会著作権規程 (案)について
- 3 制度対策本部がシンクタンク機能を有する 組織の設置について議論するに当たって現 研究所事業として引き継ぐべきもの、継続 していくべきもの等について

25日

第2回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度のウェブやメディアを利用した 広報活動について
- 2 令和4年度の広報イベントへの参画について
- 3 令和4年度の広報ツールの作成又は活用に ついて
- 4 令和4年度の「土地家屋調査士の日」に関す る啓発活動について
- 5 次年度以降の全国一斉不動産表示登記無料

相談会の開催について

- 6 受験者の拡大に向けた活動について
- 土地家屋調査士白書の発送先について
- 8 「連合会長とリモートで話そう企画」について
- 9 銀行担当者向け研修会に関する意見交換会 アンケートの広報部への要望事項について
- 10 会報の編集及び発行に関する事項について

30日

第3回財務部会

<協議事項>

- 予算執行の適正管理について
- 2 中長期的な財政計画の検討について
- 3 特別会計の在り方の検討について
- 4 親睦事業の検討及び実施について
- 5 各種保険への加入の促進及び共済会事業へ の支援について
- 6 令和3年度監査報告への対応について
- 会議等における費用助成の基準の一部改正 等について
- 8 全国国民年金基金の会報掲載記事について

6月

1日

第1回会報「土地家屋調査士 |編集会議(電子会 議)

<協議事項>

1 会報の編集及び発行に関する事項について

1日、2日

第1回総務部会

<協議事項>

- 1 諸規則の一部改正等について
- 2 法定相続情報証明制度に関するQ&Aの見 直しについて
- 3 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 大規模災害等における被災会員に関する被 害状況報告への対応について
- 5 令和5年(2023年)土地家屋調査士手帳の作 成について
- 6 改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法) への対応について
- 勤怠管理システムの導入及び給与計算の外 部委託について
- 8 事務局における事務の効率化及び合理化に 関する検討について
- 9 第80回(令和5年度)定時総会の日程及び会 場について
- 10 第79回定時総会の対応について
- 11 全国会長会議の在り方について

- 12 令和6年度からの土地家屋調査士会への助 成について
- 13 土地家屋調査士会で定める役員等選任に係 る規則の改正について
- 14 会報「土地家屋調査士」の会員への直送に係 る登録名簿情報の利用について

6日、7日

第2回制度対策本部会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)に関する 検討について
- 2 システム環境改善について

8日

第2回理事会(電子会議)

<協議事項>

1 第17回土地家屋調査士特別研修における教

材「過去問集」の配布について

2 第79回定時総会の対応等について

9日、10日

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 財産管理人養成講座の実施について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR 認定土地家屋調査士の活用について
- 3 不動産登記法第14条地図作成作業における アンケートについて
- 4 地籍整備事業の情報収集について

15日

第3回正副会長会議(電子会議出席者あり) <協議事項>

1 第79回定時総会の対応等について

地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和4年5月2日付

8240	工藤	祐生
8241	永田	光季
8242	山内	一彰
3186	藤沼	紀行
3187	若林恥	窓一朗
3188	菅原	陽介
2761	増田	大文
2250	佐藤	里沙
1498	清水	卓馬
1855	村田	一平
1856	吉田	達弘
1857	小池里	E衣美
1858	中野	立貴
3418	小林	浩士
3419	上坊	彗心
3420	佐野	亮吉
3421	河辺	大輔
	8241 8242 3186 3187 3188 2761 2250 1498 1855 1856 1857 1858 3418 3419 3420	8241 永田 8242 山内 3186 薜沼 3187 若林耶 3188 菅原 2761 増田 2250 佐藤 1498 清水 1855 村田 1856 吉田 1857 中野 3418 小林 3419 佐野

大阪	3422	中川 諒
大阪	3423	流谷 輝幸
兵庫	2554	伊藤 清
兵庫	2555	白井 敦
奈良	460	小室 隆
奈良	461	佐々木 豊
滋賀	472	井花 僚
滋賀	473	吉川 和輝
富山	549	畑野 翔哉
広島	1928	池田 和哉
福岡	2391	緒方 晃司
沖縄	524	佐久田俊充
沖縄	525	津波 直樹
沖縄	526	仲地 孝也
福島	1517	酒井 浩樹
札幌	1239	筒井 康弘
香川	739	原 拓也
愛媛	885	大西 涼介
愛媛	886	酒井 帝

会和4年5月10日付

11.41.41.41.11.11.11.11.11.11.11.11.11.1					
神奈川	3189	池田敬	放志郎		
神奈川	3190	梶原	宏之		
千葉	2251	竹清	嘉晃		
千葉	2252	有賀	大		
静岡	1859	岩澤	聖大		
山梨	420	橋爪	昭夫		
愛知	3084	長田	吉弘		
福岡	2392	松下	千香		
合和4年5月20日付					

令和4年5月20日付

東京	8243	渡邉	幸市
東京	8244	織田	繁敏
東京	8245	近藤	弘康
埼玉	2762	梶原	裕太
千葉	2253	德田	雅彦
岐阜	1321	加藤	幹人
福岡	2393	神田	敏史
福岡	2394	浦	忠樹
鹿児島	1122	興松	久夫

■ 登録取消し者

令和4年3月2日付 愛知 1495 荒川 隆 令和4年3月19日付 東京 865 阿部 重雄 令和4年3月27日付 兵庫 1859 雅之 木下 令和4年3月30日付 高知 668 藤原 浩寿 令和4年4月3日付 長野 2347 晃助 冨士 令和4年4月5日付 皆川 將夫 函館 162 令和4年4月6日付 茨城 919 石塚 力 令和4年4月17日付 函館 111 守屋 康昭 令和4年4月21日付 長野 2177 小林 孝夫 令和4年4月24日付 新潟 2097 阿部 一秀 令和4年5月2日付 東京 6587 中島雄之介 埼玉 1701 古田 泰夫 埼玉 2494 信太 幸男 愛知 1568 祖父江紘一 旭川 230 赤間 邦博 令和4年5月3日付 大分 548 村田 靖之 令和4年5月10日付 東京 5614 坂本 勝 令和4年5月20日付 東京 8150 笹本 智也 埼玉 1393 土屋 忠行 茨城 1314 彌武 壽行 長野 1949 上條 貢 長野 1971 桐生 健司 長野 1990 米久保忠俊 奈良 433 豊田 貴浩 愛知 2576 加藤由起夫 愛知 3002 梶原まり子 広島 1450 杉原 敏一 岡山 1139 松島 誠 岡山 1237 鷹取美佐夫 鹿児島 1081 右田 勝美 宮城 956 伊藤 盛夫 福島 1135 齋藤 洋

ADR認定土地家屋調査士 登録者

令和4年4月1日

東京 7814 土屋 貴弘 東京 8142 茂木 健二 埼玉 2736 茂呂 和慶 埼玉 2752 島野 幸 千葉 2225 三森 知也 千葉 2243 櫟原孝太朗 栃木 946 津田 直宏 佐野 良平 静岡 1830 静岡 1836 久保田将央 山梨 412 赤塚 友一 山梨 416 大石 裕 大阪 2145 堀江 悟

大阪 3374 光畑 憲人 伊丹 良平 京都 924 京都 926 岩切三喜雄 愛知 3023 野田 健司 愛知 3026 上山 雅之 愛知 3027 春日 智晴 中村 和史 福岡 2263 大分 853 福永 純司 宮崎 820 石﨑 宗義 宮城 1030 梅津健太郎 大友 裕和 宮城 1031 宮城 1064 吉田 充 函館 218 岡田 誠司 令和4年5月2日付 東京 8176 中里 優

東京 8192 池田 直樹 東京 8240 工藤 祐生 神奈川 3130 花上建一郎 埼玉 2704 豊田 凌弥 吉村 秀辰 新潟 2236 河辺 大輔 大阪 3421 兵庫 2545 吉井 淳一 兵庫 2547 橘 幹治郎 福岡 2295 鮫島 清 森山 勝美 鹿児島 1118 香川 729 佐々木康弘

令和4年5月10日付 神奈川 3157 森 祐太

令和4年5月20日付 東京 7973 柴田 章仁

嶋田 幸介

熊本 1222

お詫び

令和4年4月1日付ADR認定土地家屋調査士登録者は前号に掲載いたしましたが、一部の方について掲載されておりませんでしたので、 本号に掲載をさせていただくとともに、関係者の皆様にお詫び申し上げます。

ち う ょ 俳 壇 ょ

第446回



日

省子の伸び放題の無精髭につれて早寝早起き夏休み

校庭に人影見えず雲の峰

ŋ

梅

雨卒寿

の友と長

電

話

子

は大を親は小着

て宿を

浴が衣た

深谷

健吾

宿浴衣

当季雑

詠

深谷 健吾

選

島 田 操

の花 の唄のもてなしあやめ舟 化ひとりに惜しき山散歩神雨卒寿の友と長電話田や瑞穂の国が蘇る 歩

頭

走り梅 早さ 苗な

田だ

[™]の国が蘇る **茨城**

茨 城 中 原 ひ そ む

の上

峰

Щ 形 柏 屋 敏 秋

初

夏

の雲が輝く日本海

鎮守社へ一家総出の村祭鯉のぼり立ち泳ぎするビルの谷 懐かしき幼き日々や麦ごは h

兵 庫 小 林 昌 Ξ

水面を楽の群な ね風に流さるあ れて清楚な白 十字 め んぼ う

薫んぷっ 母 0) 日や今日も厨に立つ姿やふたりで鳴らす丘の 奈川 の鐘 椎 名

今月の作品か 6

深谷 健吾

島 田 操

の先ぶれがあるのを走り梅雨という。「卒寿」 際は年により異なり、 互いに活力を貰い合う。季語の「走り梅雨」の とは九十歳のこと。梅雨から夏にかけて辛く い南から始まり、 あり、その後のおよそ三十日間であるが、 なる時期の前に、卒寿の親友に長電話してお 人化の良く効いた素適な境涯俳句である。 雨入りは暦の上では六月十一日か十二日で 走り梅雨」とは、 やや早い時期の五月末ごろのこの現象 梅雨明けも南から始まる。 夏の季語「梅雨 梅雨入りは、 0 だいた 傍題。 実

中 原 V, そ む

みしは戦なき世や雲の 峰

望

多い。 戦雲の世でなく晴朗な世を願う佳句である。 この句の眼目は季語の「雲の峰」の斡旋であり の人が望んでいるのは、 とウクライナとの戦争が勃発。 コロナ禍が少々収まったかと思ったら、ロシア ていて、雷電・驟雨・突風などを伴うことが 形をしている。この雲は水滴と氷晶からでき あるが、 直に大きく延びた濃い雲で、巨大な塔や山の 「雲の峰」は、 積乱雲は四季にいつでも起こるもので 雲の峰といえば夏の積乱雲をいう。 夏の季語。積乱雲のこと。 戦なき平和な世の中 世界の大多数 垂

屋 敏 秋

弘

0) 魻 ぼ 0) り立ち泳ぎするビルの谷 ぼり」とは、 夏の季語 「幟」の傍題

> に、目・鼻・口は天を向き、尾ひれを振って、 子の縁起としたもの。街中に風が来るたび き流しと共に立てる。鯉は出世魚なので男 現今ではほとんど鯉の形の外幟を五色の吹 は定紋を、また鐘馗の絵を染めたりしたが、 端午の節句に立てる布または紙製の 立ち泳ぎしている様を擬人化した高層ビル 谷間の鯉のぼりを活写した佳句である。 織 昔

小 林

Ξ

・薬の群れて清楚な白

明暗の対比を詠み込んだ佳句である。 殖し、 だから十薬の名がある。 臭があるので厄介な雑草として嫌う人が多 楚な十字の白い花つける。 十字形の花をつける。十薬は陰湿な地に繁 い。十種の薬の効能があるほど役に立つ草 湿っぽいところを好んで繁殖し、その上悪 「十薬」は夏の季語。ドクダミ科の多年草。 触れると悪臭を放つが、 梅雨どきに純白の 十薬の名 梅雨時に清 1から、

名 弘

母の日や今日 も厨に立つ姿 椎

祝日なのに休むことなき厨に立って食事を 来れば最高です。お互いに頑張りましょう。 作っている姿には感謝の他ありません。母 を胸につけて感謝の印とする。 で母の愛情を意味するカーネーションの 日で、母の愛に感謝を捧げる日。 一母の日 愛に感謝する感動の は、 夏の季語。五月の第一 一句を詠むことが出 「母の日」の 花ことば 日 花 曜

NETWORK 50

高知会

「私の仕事便利グッズ」



『会報』第55号



公文 康三

ミニレベル・曲尺に 取り付ければ垂直 チェックなどに使え ます。

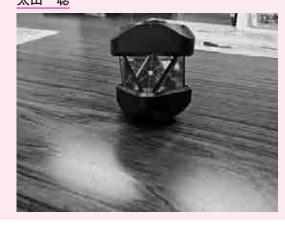


前田 昌利

金属鋲探し、金属標 の掃除、排水溝の清 掃に抜群の威力を発 揮します。



太田 聡





「地籍調査に参加させていただき」

西森裕保事務所 補助者 西森 有香

「土地家屋調査士は、不動産の 表示に関する登記についての法律 と測量の知識が求められる特殊な 専門資格である」

父はよくこの言葉を口にし、私 は言い得て妙だと思っていまし た。

私は、昨年土地家屋調査士試験に合格し、土地家屋調査士としての道を歩み始める際、父の下で実務を経験する環境に恵まれていたことに改めて感謝しました。

しかし、現場での測量作業における筆界の調査及び境界標識の設置方法に関しては、経験が浅いことに気付きました。

これは場数を踏むほかはないと 考えていた時に、須崎支部の会員 の方のご厚意により今年度の中土 佐町上ノ加江地区の地籍調査に参 加させていただけることになりま した。

私は、一度に多くの土地に携わることができるまたとない機会に臨むにあたり、「現地における筆界をどのように判断すればよいのか」を念頭に置いて地籍調査に臨みました。

私は、筆界調査の際、地図に準

ずる図面でその土地の筆界がどの ように形成されているかを読み取 り、現地の状況を見て今ある知識 をもって筆界の位置を描いていき ました。

地籍調査の対象地域が住宅街ということもあり、地形地物、構造物等により筆界が明確である時は、自分の考えている筆界と相違ない土地や相違する土地がありました。また、その地域ならではの慣習による土地もあり、私は所有者の方の話にしっかりと耳を傾け、先入観を持たずに判断する必要もあることに気付かされました。

また、筆界の直線性を見る時などには、今まで知らなかった道具の使い方も教えていただき、現場に応じて臨機応変に対応するのも必要なことであると教えられました。私は、父が測量において様子な道具を使って作業している様子を側で見ながら、はっきりとその意図を把握していなかったことに反省しました。

私は、境界標識の設置、特にプレートの設置に関しては、日頃から設置場所の様々な形状に応じる

設置方法を他の方はどのようにな さっているのか見させていただき たいと思っていました。

地籍調査で皆さんの手元をつぶたといただいて思っただいのやり方がりのまた、万なりのをした。また、万なりのでした。また、丁でしてもということがしても懇切っても懇切っても発見と納得のでは、地域においればした。私は、「中も多角的なはならなりました。」というないのだと感じ、実益な時間となりました。

今回参加させていただき、自分にはまだまだ知識や経験が乏しく、応用力が足りないことを痛感しました。気持ちを新たにして一層の勉学に励み、日々精進していきたいと思います。

今回地籍調査へ声をかけてくだ さった皆様には、この場をお借り して感謝申し上げます。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよ ろしくお願いいたします。

編集後記

【7月31日】

じめじめとした梅雨が明けるといよいよ夏本番で す。夏になると各地では夏祭りや花火大会等のイベ ントが目白押しです。今年はここ近年と状況が少し ずつ変わってきて、自粛されていたイベント等も条 件付きではありますが、開催されるようになってき ています。久しぶりに屋外コンサートにでも行って、 満喫したいものです。

そして忘れてはいけないのは、7月31日の「土地家 屋調査士の日」です。70周年記念シンポジウムでは 國吉正和前連合会長から土地家屋調査士法第1条に 規定された「使命 | を果たすために「土地家屋調査士 70年宣言」が発せられました。持論になりますが、こ の「使命」を果たすためには、土地家屋調査士一人一 人が自覚を持ち、時には協力し合わなければ成せな い場合もあると思います。ただ、仕事としている以 上、生活があるため、利益優先となりがちです。そ うした中で「価格」競争が起きていることを耳にしま

す。同じ争いでも、「技術」の競争をした方が、結果 的にサービスの向上となり、国民生活の安定、信頼 関係の構築へとつながるのではないでしょうか。こ の土地家屋調査士制度を継続していくには人材も必 要となります。当然のことですが、毎年新入会員が 増えれば、退会する会員も必ずいます。今まで培わ れてきた技術を継承し、更に向上させていくことも 必要なことです。この日を機会に自分には何ができ るか制度の原点から考えてみたらいかがでしょうか。

早いもので、会報編集に携わり今月号の発刊で丁 度一年がたちました。8月号からは「編集後記」の代 わりに広報部の皆さんが順番で「編集だより」として 執筆します。どうぞお楽しみに!

また、広報部ではSNSの活用による情報発信の 中で、Facebookに続く第2弾としてInstagramと Twitter を始めました。是非覗いてみてください!

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

1 部 100円 1年分 1,200 円 (送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

会長 岡田 潤一郎 発行者

日本土地家屋調査士会連合会® 発行所

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話:03-3292-0050 FAX:03-3292-0059

URL: https://www.chosashi.or.jp E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

十一房印刷工業株式会社 印刷所